通学費等負担者(保護者)用

通学費等補助制度申請の手引き

北海道教育庁学校教育局高校教育課 令和2年(2020年)4月

# 目 次

2 補助要件(生徒・通学費等負担者)	1
4 消吸女件(工作、炮子其守只担日)	1
3 補助要件の収入基準額等	_
4 補助対象の基本となる経費	
5 補助金の支給額及び支給時期など	4
6 補助期間	5
7 補助金支給に必要な提出書類と提出時期について	5
8 提出書類の作成手順	7
9 提出書類の詳細について	8
10 補助金の支給の始期など	10
11 補助金の振込み	11
12 補助金の返還	11
13 申請等の手続きについての留意事項	11
14 1年間の事務手続きの流れ(道立高校・市町村立高校生徒分)	14
15 1年間の事務手続きの流れ(私立高校生徒分)	15
○参考資料	
	16
通学費補助の具体事例図	17
下宿費等補助の具体事例	18
通学費等補助制度の補助期間の考え方	21
対象要件・補助額算定フローチャート	22
○提出書類作成チェックシート(申請者用)	
○各種様式及び記載例	33
交付要綱関係	00
交付要綱関係 教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34
	34
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 47
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 47
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 47
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 47 49 51
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書 ************************************	34 36 41 43 45 47 49 51
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書 教育第35号様式(第7条関係) 交付申請内訳書 教育第41号様式(第7条関係) 世帯状況申出書 教育第36号様式(第8条関係) 変更承認申請書 教育第37号様式(第9条関係) 実績報告書 教育第38号様式(第9条関係) 実績報告書 教育第39号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(通学費補助) 教育第39号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(下宿費補助) 教育第40号様式(第10条関係) 概算払申請書 実施要領関係 別記第3号様式(6関係)所得証明願	34 36 41 43 45 47 49 51
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書 教育第35号様式(第7条関係) 交付申請内訳書 教育第41号様式(第7条関係) 世帯状況申出書 教育第36号様式(第8条関係) 変更承認申請書 初育第37号様式(第9条関係) 実績報告書 教育第38号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(通学費補助) 教育第39号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(下宿費補助) 教育第40号様式(第10条関係) 概算払申請書 実施要領関係 別記第3号様式(6関係)所得証明願 別記第4号様式(8関係)指令文 別記第5号様式(9関係)実績に係る資料(通学費対象者用) 別記第6号様式(9関係)実績に係る資料(下宿費対象者用) いここ	34 36 41 43 45 47 49 51 56 56
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書 教育第35号様式(第7条関係) 交付申請内訳書 教育第41号様式(第7条関係) 世帯状況申出書 教育第36号様式(第8条関係) 変更承認申請書 教育第37号様式(第9条関係) 実績報告書 教育第38号様式(第9条関係) 実績報告書 教育第39号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(通学費補助) 教育第39号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(下宿費補助) 教育第40号様式(第10条関係) 概算払申請書 実施要領関係 別記第3号様式(6関係)所得証明願 いまり 号様式(8関係) 指令文 別記第5号様式(9関係) 実績に係る資料(通学費対象者用) 別記第6号様式(9関係) 実績に係る資料(下宿費対象者用) 別記第9号様式(15関係) 口座振替申出書 います	34 36 41 43 45 47 49 51 56 56
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書 か育第35号様式(第7条関係) 交付申請内訳書 教育第41号様式(第7条関係) 世帯状況申出書 教育第36号様式(第8条関係) 変更承認申請書 教育第37号様式(第9条関係) 実績報告書 か育第38号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(通学費補助) 教育第39号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(下宿費補助) 教育第40号様式(第10条関係) 概算払申請書 実施要領関係 別記第3号様式(8関係)所得証明願 か別記第3号様式(8関係)所得証明願 か別記第4号様式(8関係)指令文 か別記第5号様式(9関係)実績に係る資料(通学費対象者用) 別記第6号様式(9関係)実績に係る資料(下宿費対象者用) 別記第9号様式(15関係) □座振替申出書 個人番号関係	34 36 41 43 45 47 49 51 56 56
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 45 51 56 69
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書 か育第35号様式(第7条関係) 交付申請内訳書 教育第41号様式(第7条関係) 世帯状況申出書 教育第36号様式(第8条関係) 変更承認申請書 教育第37号様式(第9条関係) 実績報告書 教育第38号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(通学費補助) 教育第39号様式(第9条関係) 実績報告内訳書(下宿費補助) 教育第40号様式(第10条関係) 概算払申請書 実施要領関係 別記第3号様式(8関係)所得証明願 の別記第4号様式(8関係)所得証明願 の別記第4号様式(8関係)指令文 別記第5号様式(9関係)実績に係る資料(通学費対象者用) 別記第6号様式(9関係)実績に係る資料(下宿費対象者用) 別記第9号様式(15関係) □座振替申出書 個人番号関係 別記様式 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書 を考様式	34 36 41 43 45 47 49 51 56 56 69
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 47 49 51 56 57 65 69
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 47 49 51 56 57 69 - 75
教育第34号様式(第7条関係) 交付申請書	34 36 41 43 45 47 49 51 56 57 69 - 75 - 76 - 76

## 高等学校生徒遠距離通学費等補助金制度について

#### 1 通学費等補助制度とは

北海道教育委員会では、道立高校の再編等に伴い、生徒が遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費などにかかる保護者の経済的負担を軽減し生徒の修学機会を確保することを目的として、平成20年度に「高等学校生徒通学費等補助制度」を創設しました。

#### 通学費等とは

- ・生徒が修学している高校に通学するために要する交通費
- 生徒が高校に修学するために居住する下宿(間借りを含む。)に要する経費

#### 2 補助要件(生徒・通学費等負担者)

平成20年度以降の道立高校の募集停止に伴い、居住していた市町村に通学可能な公立高校が所在しなくなったため、募集停止となった高校と同じ通学区域内に所在する道立高校及び市町村立高校並びに私立高校に修学し、遠距離通学又は下宿(間借りを含む)をすることとなった生徒及びその経費を負担している方で、次の全ての要件を満たす場合に補助の対象となります。

なお、募集停止校が所在する市町村又は地域名は、13ページの別表2のとおりです。

- ※ この場合の市町村とは、平成16年合併前の212市町村を基本とします。
- 〇 生徒について
- (1) 共通事項
  - ア 道立高校が募集停止となる前年度に中学校等の生徒であった者
  - イ 中学校卒業時に別表 2 に指定している募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に 居住していた生徒
  - ウ 募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に所在している中学校等を卒業した生徒
  - エ 募集停止校所在市町村と同じ通学区域に所在する高校に修学している生徒 ただし、この場合の通学区域の範囲は、職業学科や総合学科校の募集停止であっても、普 通科における通学区域をいいます。

なお、職業学科校の募集停止の場合に、通学区域内に同一学科の高校が所在しない場合は、 特例として通学区域外の同一学科の高校に修学した生徒も対象となります。

#### (2) 通学費

- ア 生活保護法の生業扶助による通学費相当分を受給していないこと
- イ 北海道が他に実施している通学費の補助金を受けていないこと
- ウ 定期券を購入して通学していること
- (3) 下宿費

北海道が他に実施している下宿費の補助金を受けていないこと

- 通学費等負担者について(一般的には保護者を想定しています。) 本制度は通学費等負担者に対し補助金を支給します。
- (1) 上記生徒の通学費等を負担している者
- (2) 別表 2 に指定している募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に居住している者。 ※ 通学費等負担者が、都合により募集停止校所在市町村等から道内及び道外の他の市町村転 居し、居住している場合、又は、生徒が高校に入学し、補助対象者の要件を具備した後に、都 合により通学費等負担者を含む世帯全員が道内及び道外の他の市町村へ住居を移転した場合に おいても生徒が通学又は下宿の実態があれば要件を具備しているものとみなします。
- (3) 通学費等負担者を含む世帯全員の前年の収入金額又は所得金額の総計額が2ページの別表1 「世帯人員別基準額」の額に満たない者
- (4) 通学費等を負担している者と所得税法における生徒の扶養者が異なる場合であっても、両者の生計が同一で、事実上共同して、生徒の通学費等を負担し、扶養していることが明らかな場合は、いずれの者も通学費等負担者とみなします。

## 3 補助要件の収入基準額等

「2 補助要件(生徒・通学費等負担者)」の「〇 通学費等負担者」の(3)に記載している前年の収入金額又は所得金額の取り扱いは次の「世帯人員別基準額」とおりとし、基準額額に満たない場合に補助要件に該当します。

なお、収入金額又は所得金額は通学費等負担者と生計を一にする世帯全員の合算額とします。 提出する所得証明書等において記載している収入金額又は所得金額を各基準額等と比較し補助 の対象となるかを判断します。

別表 1

世帯人員別基準額

(千円)

				世帯人員		
	2人以下	3 人	4 人	5人	6人	7 人以上
収入基準額	5, 584	6, 020	6, 296	6, 560	6, 759	下記「所得換算額」を国税庁が示している「給与所得控除後の給与等の金額の表」 に基づき積算した給与等の金額とする
上記収入基 準額の所得 換算額	3, 923	4, 273	4, 493	4, 703	4, 883	世帯人員が1人増すごとに 6人の場合の額に160千円を 加算した額

※「世帯人員別基準額」における世帯人員は、通学費等負担者及び当該負担者と生計を一にする者の合計人数です。

#### (1) 給与所得者

収入金額は給与所得控除前の額とし、「世帯人員別基準額」の収入基準額に満たない者所得金額は給与所得控除後の額とし、「世帯人員別基準額」の所得換算額に満たない者

- (2) 給与所得者以外(農業など自営業者や事業所得者など)
  - ア 収入金額は事業等により生じた総収入額であり、必要経費を控除する前の額とし、「世帯 人員別基準額」の収入基準額に満たない者
  - イ 所得金額は総収入金額から所得税法により算出した必要経費を差し引いた額とし、「世帯 人員別基準額」の所得換算額に満たない者
    - ※ 非課税(所得換算できない)扱いの年金、恩給(遺族年金、障害者年金、遺族恩給等) は収入金額に含まれるものであり、収入基準額と比較する必要があります。
  - ウ 必要経費の考え方
  - (ア)農業所得の場合

農作物の収入金額のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額に加算して、収入金額の合計を算出し、これから必要経費(専従者給与を含む。)として、肥料、種苗、蚕種、家畜、家きんの飼料、動力機の燃料等(収入を得るために実際に消費した分)の購入費を差し引いたものを所得金額とします。この所得金額には自家消費分も含めるものとします。

(イ)商業、工業、林業及び水産業の所得の場合

年間売上高から売上品原価及び営業経費を必要経費として差し引いた営業利益(税込み) を所得金額とします。

なお、売上品原価には、仕入れ分のうち在庫として残っている分(棚卸資産)は含みません。 また、営業経費とは、雇人費、専従者給与・減価償却費業務にかかる公租公課等収入金額を得るための必要経費をいいます。

(ウ) その他の所得の場合

自由業、外交員、税理士、大工、左官、行商、日雇い等によって収入を得ている場合又は利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚知人からの援助、失業給付金等によって収入を得ている場合で、それぞれの収入を得るために必要経費(専従者給与を含む。)を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いたものを所得金額とし、必要経費のないときは、収入金額を所得金額とします。

※ 申請時に主たる生計維持者等が失職(事業所得者の倒産等を含む。)、死亡、離婚、その他の理由により前年の所得と著しく異なることとなる場合は、道立高校授業料免除制度の取扱いと同様に、当該事由の生じたとときから向こう1年間の収入又は所得を推計することとします。

#### 4 補助対象の基本となる経費

#### (1) 通学費

- ア 生徒が通常の経路により通学に利用するために現に購入した公共交通機関の定期乗車券の 額を補助対象の基本額とします。
- イ 3か月定期など公共交通機関が発行する有効期間が複数月である定期乗車券を購入した場合は、当該定期乗車券額を有効月数で除した額を1か月当たりの補助対象の基本額とします。 なお、当該定期乗車券額を有効月数で除した額に1円未満の端数が生じた場合は次の事例のとおり基本額を算定します。

#### (ア) 事例1

· • / -	2- N1 ·			
	定期券の	定期券の	1 か月当たりの	左記の額の
	有効期間	購入額	実費負担額	調整後の額
4 月	R2. 4. 8~R2. 7. 7	79, 300円	79,300÷3月=	26, 434円
5 月			79,300÷3月 26,433.3円	26, 433円
6 月			79,300÷3月= 26,433.3円	26, 433円
計		79, 300円		79,300円

#### (イ) 事例2

\	于 [7] <b>仁</b>			
	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1 か月当たりの 実費負担額	左記の額の 調整後の額
	11 253 141 161			
9月	R2. 9. 23~R2. 12. 22	59,000円	59,000÷3月= 19,666.6円	19,667円
10月			59,000÷3月= 19,666.6円	19,667円
11月			59,000÷3月= 19,666.6円	19,666円
計		59,000円		59,000円

- ※ 有効期間が複数月である定期乗車券を購入した場合の1か月当たりの実費負担額は、定期乗車券額を有効期間月数により除して算定しますが、当該額に1円未満の端数が生じる場合は、有効期間の開始月分から順次小数点以下第1位を切り上げた額として調整し、その合計額を定期乗車券の購入額に一致させるものとします。
- ウ 定期券を購入しないで通学する場合は、補助対象となる額の確認が出来ませんので、補助 金は支給できません。
- エ PTA等が民間バス会社と正式な委託契約を締結し、運行しているスクールバスなどについては、生徒がバスに乗車するのに必要な経費を保護者等が負担し、定期乗車券等が発行され、その購入額が証明できるなど、運行形態が一般の公共交通機関と同様であれば、公共交通機関に準ずるものとします。なお、こうした委託運行で定期乗車券等が発行されない場合であっても、乗車区間や利用期間さらには実費負担額が確認できる場合は、公共交通機関の利用とみなすとともに、当該実費負担額をもって定期乗車券購入経費とみなし補助の対象とします。(この場合、上記事例における処理にあたっては、定期券の有効期間を実費負担額の対象期間に、定期券購入額を実費負担額に読み替えて適用します。)

## (2) 下宿費

ア 賄い付きの下宿

食費や管理費などを除く部屋代に相当する額を補助対象の基本額とします。

なお、部屋代のみが補助の対象となるため、家主から発行される領収証書の額において食費等と部屋代の内訳が得られない場合は、部屋代に相当する額は、下宿費総計の100分の40に相当する額とします。

イー間借り

1 箇月の管理費等を除く家賃額を補助対象の基本額とします。

なお、居住に関する支払額に電気、ガス又は水道料金などの光熱水費が含まれている場合は、その支払額の100分の90に相当する額とします。

ウ 寄宿舎など

学校設置者が運営している寄宿者や寮についても、部屋代に相当する額を補助対象とします。 基本額の積算については、上記アによります。

エ 同居者がいる場合

通学費等負担者が一括して部屋代を支払っており、各入居者の部屋代が区分できない場合については、入居者数により按分した額を部屋代相当額とします。

なお、同居者の状況や家賃の負担状況については、「家賃負担状況等申立書(参考様式第7号)」により確認してください。

### 5 補助金の支給額及び支給時期など

#### (1) 通学費

### ア 補助金額

4の(1)の補助対象となる基本額から1万円を控除した額を1か月当たりの補助額とします。

- イ 補助額算定にあたっての上限額など
  - 原則として実際に通学している高校までの通学費を補助の基本額としますが、次の範囲内とします。
- (ア) 通学区域内において13ページの別表 2 に定める最寄り市町村に設置されている高校までの通学に要する額を限度とします。
- (イ)通学区域内において、望ましい規模の高校のある最も近隣の市町村(以下、「最寄り市町村」という。)以外の高校に通学している場合は、当該高校に通学する所要額と最寄り市町村内で最も通学費が高額となる高校へ通学した場合の所要額とを比較して低廉な額とします。(17ページの通学費補助の具体事例図の事例1参照)
- (ウ)職業学科の高校が募集停止になった場合には、(ア)の条件を原則としますが、特例として最も近隣の同一学科の高校が所在する別表2に定める市町村に設置されている高校の同一学科に修学した場合に限り、その高校までの通学に要する額をまでを補助額とします。(17ページの通学費補助の具体事例図の事例2参照)

#### (2) 下宿費等

#### ア 補助金額

- (ア) 生活保護費受給者以外の場合
  - 4の(2)の補助の対象となる額から1万円を控除した額を1箇月あたりの補助額としますが、2万5,000円を限度とします。
- (イ) 生活保護法に定められている生活扶助費を受給している場合
  - 4の(2)の補助の対象となる額を1箇月の補助額としますが、3万5,000円を限度とします。(18ページの下宿費等補助の具体事例参照)
- イ 補助対象となる高校の所在範囲
  - 職業学科の高校が募集停止になった場合に、通学区域内に同一学科の高校が無いため、同一学科の高校に修学し下宿等をした場合の補助対象となる高校の所在範囲は道内全域とします。
- (3) 市町村や学校等が実施している通学費等の補助金等を受給している場合

通学費等負担者が市町村等が独自に実施している通学費等の補助金等を受けている場合は、 年間における市町村等からの補助金等の額と上記(1)又は(2)で算定した額の合計が年間実費負 担額を超える場合に限り調整を図ることとし、年間実費負担額から年間市町村等補助金額等を 控除した額を本制度の補助額の限度額とします。

### (4) 支給時期など

概算払(希望者)の補助金は、概算払申請書を提出した月以前の対象月分については、提出 した月の翌月末までに支給するものとします。概算払の決定対象月以降、改めて概算払を希望す る場合は、概算払決定済みの対象月以降の概算払申請書を提出した月の翌月末までに支給します。 精算払の補助金は、翌年4月末までに支給します。

- ア 概算払、精算払の補助金の額はいずれも1,000円未満の端数が生じた場合は、それを切り 捨てます。
- イ 1か月を有効期間とする定期乗車券の始期が月の中途(複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が月の中途の場合も含む。)となる分については、始期以降の当該月の有効期間内に通学した実態があれば、当該月分の実績として、補助金の算定の対象となります。この場合には、翌月初日から有効期間の終期(複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が月の中途の場合の翌月初日から有効期間の終期も含む。)の分については、通学した実態の有無にかかわらず、補助金の算定の対象とはなりません。

なお、有効期間が月の中途から始まり、当該月に通学した実態がなく、翌月に係る有効期間において通学した実態がある場合については、翌月分の実績として確認を行い、補助金の算定の対象となります。この場合、有効期間満了後、新たに購入した定期乗車券の有効期間が翌月の中途から始まり翌々月に及ぶ場合(有効期間が複数月である定期乗車券の場合にあっては、初日から1か月ごとの期間のうち、各期間の始まりが月の中途の場合も含む。)に

おいて、当該翌月の中途以降に通学した実態があるときについては、翌月分の実績として確認を行い、補助金の算定の対象となります。この際の補助金の算定については、前段の翌月分実績と後段の翌月分実績を合算せず、それぞれの実績に対して行うものとします。

1か月を有効期間とする定期乗車券の始まりが3月中途(複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始まりが3月中途の場合も含む。)とな る分については、始期以降の3月中の有効期間内に通学した実態があれば、3月分の実績として、当該年度の補助金の算定の対象となります。この場合における4月初日から有効期間の終期(複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が3月中途の場合の4月初日から有効期間の終期も含む。)の分については、通学した実態 にかかわらず、補助金の算定の対象とはなりません。

なお、始期以降の3月中の有効期間内に通学した実態がなく、4月初日から有効期間の終期において通学した実態がある場合は、翌年度の要綱に基づく4月分として交付申請時に当該分 を含めて申請することになります。

#### 6 補助期間

原則として募集停止後5年間です。

原則として募集停止後5年間です。 募集停止となる前年度に中学校等の1年生から3年生であった生徒が高校を卒業するまで補助することとしており、その事例については、21ページに具体図とともに記載しています。 したがって、全日制課程に修学した生徒については3年間、生徒が病気等した生徒についなど、生徒が病気等により原級留置した場合に限り、特例とし当ますがでは4年間にわたり補助金を受給することが想定されますがした場合に限り、特別とします。 単年度ごとの通学費等負担者の補助対象となる期間は、第1学年にあっては、対象生徒が行るまで、第2学年にあっては、4月から対象生徒が卒業証書を授与された月までとします。 なお、4年制の定時制課程における第3学年においては、4月から翌年3月まで、第4学年においては、4月から対象生徒が卒業証書が卒業証書を授与された月までとします。

おいては、4月から対象生徒が卒業証書が卒業証書を授与された月までとします。

## 補助金支給に必要な提出書類と提出時期について

通学費等負担者が、学校に提出する必要がある書類と期限は次のとおりです。 提出内容 提出書類 提出期日 補助金の受給対象 7 月31日 〇交付申請書 (34ページ参照) 者となるために申 〇交付申請内訳書(36ページ参照) 毎年提出必 〇世帯状況申出書(41ページ参照) 請する書類です 要 ○4月分の定期乗車券の写し 〇下宿等における賃貸契約書(書面全部)の写しと4月分の部屋代がわかる領収書の写し 〇所得を証明する次のいずれかの書類(扶養親族数が記載 されているものが必要)※1 ・市町村が発行する所得証明書(55ページ参照) ・市町村の指定する様式の所得証明書 交 付 申 請 ・納税通知書 ・個人番号カードの写し等(個人番号カード・個人番号通知 カード・個人番号が記載された住民票の写し)※2 ・給与所得者にあっては、年末調整後の源泉徴収票・給与等支払証明書(75ページ参照)・特別徴収税額決定・変更通知書など 世帯に収入のある者が複数いる場合は全員の分 **%** 2 個人番号カード等の写しは所定の様式に添付して提 出してください。(71ページ参照) 〇口座振替申出書(69ページ参照) 〇その他、事例に応じ、共同扶養等に係る申立書など

	提出内容	提出書類	提出期日
実績報告	通学費等負担者の 1年間の実費負担 額を確認し、年間 の補助金総額を確 定さま類です	〇実績報告書(45ページ参照) 〇実績報告内訳書(47ページ又は49ページ参照) 〇定期乗車券の写し、又は支払い対象月が確認できる部屋 代領収書の写しなど(交付申請時及び概算払を受けるために既に提出済みの定期乗車券や部屋代領収書の写しは 不要です。) 〇実績に係る資料(年度内のすべての実績について、記載) (57ページ又は65ページ参照) ※概算払を受けていない場合は、5月~3月までの定期乗 車券や領収書の写しが必要です。	翌年度4月 5日 毎年提出必 要
概算払申請	〇 随 時 知 り ら は り 合 き に り 会 き に り 会 き に り ら に り ら に り ら り ら り ら り ら り ら り り り り	〇〇〇の振り では、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、対し、、ないで、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、いので、当時に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	交れ算す提付た払る出決後を場定、希合定、希合
変更承認申請	交付申請書提出後 に住居の移転場 により、定期を を で な の た る る る る る る る る る る る る る る る る る る	<ul> <li>一括して翌年4月に支給します。</li> <li>○変更承認申請書(43ページ参照)</li> <li>○変更後の定期券の写し、又は支払い対象月が確認できる部屋代領収書の写しなど</li> <li>※住居の移転などにより補助対象要件から外れることになる場合は同時に実績報告書の提出が必要となります。</li> </ul>	事実発生の 日から30日 以内

#### 提出書類の作成手順 8

- (1) 交付申請

  - 4月分の定期乗車券又は領収書の写しを基に →交付申請内訳書作成→交付申請書作成 口座振替申出書作成、所得証明書(扶養親族数が記載されているもの)添付
- (2) 実績報告(概算払支給済みの場合) 3月分の定期乗車券又は領収書の写しを基に
  - →実績に係る資料作成→実績報告内訳書作成→実績報告書作成
  - ※ 概算払を希望しなかった場合は、5~3月分の定期乗車券等の写しが必要
- (3) 概算払申請 〇当初申請書を提出するまでに購入した定期乗車券又は支払った部屋代領収書の写しを基に →実績に係る資料作成→概算払申請書作成(2月分まで) ※交付決定通知額も参照 〇概算払が決定された対象月以降、再度概算払を希望する場合は、改めて同様の書類を作成 (その際、既に提出した定期乗車券又は部屋代領収書の写しは不要)
- 学校に書類を提出する際は、出来る限りコピーをとって自宅に一式保管しておいてください。 交付決定通知が届いたら大切に保管しておいてください。(概算払申請時と実績報告時の記入の際に必要となります。)

#### 9 提出書類の詳細について

#### (1) 交付申請書の提出

34ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書」(教育第34号様式)を学校長に提出することが必要です。

なお、冬期間のみ下宿をするなど、8月以降に補助要件に該当することとなった場合は、事 実発生後30日以内に交付申請書を学校長に提出してください。

※ 平日専用の定期乗車券を購入する等、年度当初に通学を開始した日以降、月によって1か月当たりの定期乗車券の額が変動し、交付申請の基礎となる1か月当たりの定期乗車券購入額を特定できない場合には、通常(土日を含む)の1か月を有効期間とする定期乗車券等の額により交付申請することになります。

#### (2) 実績報告書の提出

補助金は、通学費等負担者が年度末に提出する45ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書」(教育第37号様式)に基づき、翌年4月に交付することになりますので、翌年4月5日までに実績報告書を学校長に提出することが必要です。

提出期日を過ぎてから実績報告書を提出した場合、補助金の支給ができなくなります。

#### (3) 概算払申請書の提出

補助金は、(2)のほか、概算払申請を行い、決定された後は、4月分から翌年2月分まで概算払として支給することが可能(支給時期は、実績を確認できた月の分を翌月末までに支給)ですので、概算払を希望する場合は、補助金の交付決定を受けた後、51ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書」(教育第40号様式)を速やかに学校長に提出することが必要です。

概算払申請を行い、決定されなければ、補助金の支給を受けることができません。 また、提出が遅れると、補助金を受けたい時期に支給することができなくなります。 なお、概算払が決定された対象月以降においても、概算払を希望する場合はその都度、概算払

#### (4) 提出済みの交付申請書の内容に変更があった場合

申請書及び実績に係る資料を提出してください。

提出済みの交付申請書の内容に利用交通機関や経路、住所の変更等があった場合は、30日以内に43ページの「高等学校生徒遠距離通学費等補助金変更承認申請書」(教育第36号様式)を学校長に提出することが必要です。

なお、増額改定の場合、上記提出期日を過ぎてから変更承認申請書を提出すると、申請のあった以降の分からでないと補助金額が改定されなくなります。(補助金額が減額となる場合は、事実発生日から改定することになります。)

また、住所の変更等により、補助要件の対象とならなくなった場合は、その時点で年間の補助金額が確定することになるので、上記変更承認申請書の提出と同時に上記(2)実績報告書にかかる書類一式の提出が必要となります。

#### (5) 添付書類の提出

## ア 交付申請書

#### (ア) 共通事項

- a 世帯状況申出書→41ページ
- b 所得を証明する次のいずれかの書類(扶養親族数が記載されているものが必要) 市町村が発行する所得証明書(55ページ)、市町村の指定する様式又は納税通知書、 個人番号カードの写し等(個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載され た住民票の写し)のほか、給与所得者にあっては、源泉徴収票(年末調整後のもの)、 給与支払者の証明する給与支払証明書(参考様式第1号、75ページ)又は特別徴収税額 の決定・変更通知書
- c 口座振替申出書(別記第9号様式)→69ページ

## (イ) 通学費

4月分の定期乗車券の写し又は4月分の定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し (ウ)下宿費の場合

- a 賃貸契約書の写しと4月分の部屋代の支払が確認できる領収書の写し等
- b 家賃負担状況申立書 (補助対象生徒以外に同居者がいる場合に提出 (参考様式第 7 号)) →80ページ

#### イ 実績報告書

(ア) 下記ウにおいて概算払により4月~2月分の補助金を受給している場合

- a 通学費の場合
  - ・3月分の購入済みの定期乗車券の写し、又は3月分の定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し
  - ・実績に係る資料 (別記第5号様式)→57ページ
- b 下宿費の場合
  - ・3月分の部屋代の支払が確認できる領収書の写し等
  - ・実績に係る資料(別記第6号様式)→65ページ
- (イ) 概算払により補助金を受給せず、精算払により4月~3月分の補助金を一括して受給する場合
  - a 通学費
    - ・交付申請時に提出した以外の月に係る5月~3月での購入済みの定期乗車券の写し、 又は5~3月分の定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し
    - ・実績に係る資料(別記第5号様式)→57ページ
  - b 下宿費
    - ・交付申請時に提出した以外の月にかかる5月~3月分の部屋代の支払が確認できる領収書等の写し
    - ・実績に係る資料(別記第6号様式)→65ページ

#### ウ 概算払申請書

- (ア) 通学費
  - ・交付申請で提出した以外の概算払申請書を提出する月の前月分までの定期乗車券の写し 又は定期乗車券の購入が確認できる領収書の写し ただし、概算払申請書を提出する月の分も購入済みの場合にあっては、当月分までの写
  - ・当該年度において、既に概算払が決定されている対象月がある場合は、当該対象月以降の実績に係る資料を添付
  - ・実績に係る資料 (別記第5号様式) →57ページ
- (イ) 下宿費
  - ・交付申請で提出した以外の概算払申請書を提出する月の前月分までの部屋代が確認でき る領収書等の写し
    - ただし、概算払申請書を提出する月の分も提出できる場合にあっては、当月分までの写し
  - ・当該年度において、既に概算払が決定されている対象月がある場合は、当該対象月以降の実績に係る資料を添付
  - ・実績に係る資料 (別記第6号様式)→65ページ
- エ 上記添付書類が提出されない場合

本制度における補助金は、通学費等負担者の実費支払額を確認の上、支給することとしていますので、定期乗車券や領収書の写しなどが提出されない月分がある場合には、当該月における通学費等の負担額(支払額)が確認できないことから補助金の支給はできません。

- このため、通学をしている場合は、定期乗車券を購入した際に必ず
  - ・定期乗車券の写し
  - ・支払い対象月がわかる定期乗車券の領収書の写し

下宿をしている場合は、

・家賃支払対象月を確認できる領収書の写し、

などを厳重に保管しておくことが必要です。

オ 運行委託をしたバス等により通学した場合について

バス会社等と正式に委託契約を締結し利用している場合で、定期券等の発行がない場合については、交付申請時は、①運行契約書の写し、②支払いの対象となる乗車区間及び利用期間がわかる書類、③支払額に係る領収書の写しを、実績報告及び概算申請時においては②及び③を添付することになります。

カ 下宿代が口座引き落としの場合について

下宿代が毎月自動的に口座引き落としされる場合については、領収書が発行されないことも想定されますので、76ページ参考様式第2号の「家賃納付証明書」を使用して、家主から証明書を発行してもらいそれを提出してください。

キ 添付書類の保管

上記才における確認書類の保管については、定期券購入や家賃支払いの都度、生徒は高校の事務室に原本を提示し、高校でコピーをとった上で、原本とそのコピーを返却しますので、生徒・保護者は提出時期までそのコピーを紛失しないよう厳重に保管しておくようお願いします。

#### 10 補助金の支給の始期など

#### (1) 新規認定

#### ア 通学費

提出期日までに校長に交付申請書を提出した場合は、通学の事実が発生した日の分から 補助金を支給します。

なお、提出期日を超えて交付申請書の提出した場合には、当該申請のあった日の属する 有効期間の定期乗車券の分から補助金が支給されることになります。

ただし、当該定期乗車券の有効期間が複数月である場合には、申請のあった日の属する有効月分から支給するものとし、次の事例のとおり支給します。

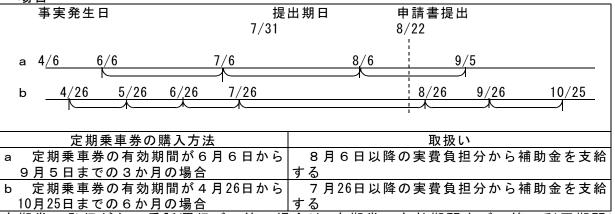
#### (ア) 事例1

4月6日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が1か月の定期乗車券を利用している場合

_した	8月22日となり、父	:17中請時に月効果	門间かしか月の走界	<del>別莱里芬を利用している場合</del>
	事実発生日	提出期日		書提出
	4/6	7/31	8/	/22
а			8/10	9/9
				1
b		7/26		8/25
				<b>'</b>
	定期乗車券の購	入方法		取扱い
а Д	定期乗車券の有効期	間が8月10日から	8月10日から9月	9日までの定期乗車券の実費
9 月	月9日までの場合		負担分から補助金	を支給する
b 5	定期乗車券の有効期	間が7月26日から	7月26日から8月	25日までの定期乗車券の実費
8 J	月25日までの場合		負担分から補助金	を支給する

#### (イ) 事例2

- a 4月6日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が3か月の定期乗車券を利用している場合
- b 4月26日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が6か月の定期乗車券を利用している場合



※ 定期券の発行がない委託運行バス等の場合は、定期券の有効期間をバス等の利用期間に、 定期券の実費負担額を委託バス等の利用に係る支払額に読み替えて適用します。

#### イ 下宿費

提出期日までに校長に申請書を提出した場合は、下宿に居住し、それにかかる部屋代を 支払った月分から補助金を支給します。

ただし、提出期日を超えて交付申請書を提出した場合には、当該申請のあった日の属する月分から補助金を支給します。

#### (2) 増(減)額認定の場合

上記(1)で交付申請書を提出した後、年度途中において住所の変更、転学等により、申請内容に変更が生じた場合には、「変更承認申請書」(別記第2号様式)→43ページの提出が必要となります。

ア 通学費

変更承認申請書の提出があった場合の変更後に係る補助金の支給の始期は、上記(1)のアと同様です。

ただし、減額改定の場合にあっては、書類提出日にかかわらず当該事由の発生した日から補助金の額を改定します。

#### イ 下宿費

変更申請書の提出があった場合の変更後の補助金の支給の始期は、上記(1)のイと同様です。

ただし、減額改定の場合にあっては、書類提出日にかかわらず当該事由の発生した月分から補助金の額を改定します。

なお、上記イにおいて事実発生日が月の中途の場合は、当該事由発生前の部屋代の支払額と事由発生後の部屋代の支払額の合計額を1か月あたりの部屋代の基本額とします。

#### (3) 補助の取消し

住居の移転などの事由により申請内容が変更となり、補助要件の対象とならなくなった場合には、速やかに「変更承認申請書」及び「実績報告書」の提出が必要です。

#### ア 通学費

定期乗車券の有効期間の途中で、住所の変更等により補助の要件を具備しなくなった場合には、要件を具備しなくなった日の前日の属する有効期間(複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、要件を具備しなくなった日の前日の属する有効期間を含む。)の定期乗車券の始期以降の有効期間内に通学した実態が確認できれば、その有効期間の定期乗車券の額(有効期間が複数月である場合は、当該定期乗車券の額を有効期間月数で除した額)を補助対象の基本額とします。

#### イ 下宿費

下宿等に居住していて、月の途中で住居の変更等により補助の要件を具備しなくなった場合には、当該月分の支払った部屋代及び通学した実態が確認できれば、当該月分の支払った部屋代を補助対象の基本額とします。

ただし、上記ア及びイのいずれの場合においても、定期乗車券の購入や家賃の支払いの確認できないものについては、その期間分は支給できません。

#### (4) 通学実態のない月の取扱い

通学費の補助において、定期券の有効期間(複数月定期の場合は1か月毎の期間)中に、通学(登校)した実態が1日も無い場合は、その期間にかかる補助金は支給できません。また、最終学年次における3月分については、卒業式以外の日において通学の実態がない場合は、補助金を支給しません。

#### 11 補助金の振込み

通学費等負担者に補助金を振り込むため、口座振替申出書(別記第9号様式)→69ページにより、あらかじめ通学費等負担者は金融機関の口座を指定することが必要です。

なお、「(株)ゆうちょ銀行」の口座へも補助金を振り込むことが出来ますが、その場合は、ゆうちょ銀行・郵便局窓口において郵便貯金通帳の「銀行使用欄」に追加記載される「他金融機関からの振込用店名・預金種目・口座番号」が振込口座の対象となりますので留意願います。

#### 12 補助金の返還

交付要綱の趣旨や交付決定通知に記載した要件に反したとき、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受給していたことが判明し、交付の決定を取り消した場合は、補助金を返還してもらう必要がありますので、申請者にあっては提出する書類についてその内容を十分に確認する必要があります。

#### 13 申請等の手続きについての留意事項

#### (1) 交付申請書の提出について

交付申請書の提出は7月末までに学校に提出することになっていますが、定期券の購入確認などが必要なことから、可能な限り4月末までに交付申請書に4月分の定期券の写又は下宿等にかかる契約書と4月分の家賃の領収書(部屋代がわかるもの)の写しを添付して提出してく

ださい。

(2) 概算払申請書の提出について

補助金の交付決定を受けた後、概算払を希望する場合には、概算払申請書の提出が必要です。概算払により補助金の支払いを受けるためには、月毎の実績を確認するための書類(概算払申請書及び定期乗車券の写し又は支払対象月が確認できる部屋代の領収書の写し、実績に係る資料)を学校長に提出し、その実績の確認がされた後、対象月分を翌月に受けることができます。

また、概算払を希望しない場合は、4月~3月分を一括して翌年4月に支給することとなります。

(3) 有効期間が3月中途から4月中途の定期券を購入した場合の取扱いについて

1か月を有効期間とする定期乗車券の始まりが3月中途(複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始まりが3月中途の場合も含む。)となる分については、3月中の有効期間内に通学した実態があれば、3月分の実績として、当該年度の補助金の算定の対象となります。

度の補助金の算定の対象となります。 ただし、この場合における4月初日から有効期間の終期(複数月を有効期間とする定期乗車券の初日から1か月ごとの期間のうち、その1か月の始期が3月中途の場合の4月初日から効期間の終期も含む。)の分については、通学した実態の有無にかかわらず、補助金の算定の対象とはなりません。

また、始期以降の3月中の有効期間内に通学した実態がなく、4月初日から有効期間の終期において通学した実態がある場合は、翌年度の要綱に基づく4月分として交付申請時に当該分を含めて申請することになります。

(4) 定期乗車券や家賃領収書の添付について

補助金の支払いを受けるためには、通学費の場合は購入済みの全ての定期券の写し又は領収書の写しの添付が必要となります。

また、下宿等の場合は家賃の支払いに関する領収書の写しの添付が必要となりますので、定期券を購入した際や家賃を支払った際には、その都度学校に提示するとともにコピーを大切に保管しておいてください。

添付書類として指定されている定期乗車券の写しや領収書の写しの添付が無い月があった場合は、購入額や支払い額の確認が出来なくなり、補助金の支給対象とならなくなりますので、 定期乗車券や家賃領収書のコピーを提出時まで厳重に保管されますようお願いします。

(5) 定期乗車券や家賃領収書の保管方法について

上記(4)の添付書類の保管方法については、購入又は支払いの都度、定期乗車券や領収書原本を学校に提出し、学校においてコピーをとった上で、生徒に原本とコピーを返却する方法(学校でも別に1部コピーを保管)をとるように学校にお願いしておりますので、ご協力についてよろしくお願いします

(6) 下宿における領収書について

下宿の場合は、部屋代のみが補助の対象になりますので、家主さんに対し、領収書については、部屋代と食費等や管理費等が区別できるように領収書をもらうようお願いしてください。なお、どうしても部屋代と食費の区別が明確でない領収書しか発行されない場合は、部屋代については支払い総額の100分の40に相当する額を部屋代としての補助対象額とし、その額から10,000円を控除した額を補助する算定となりますので、家主さんに対し、趣旨を説明の上、部屋代の額がわかる領収書を発行してもらうようお願いしてください。

- (7) 申請時の所得が主たる生計維持者の失職等により、前年の所得と著しく異なる場合について年度中途に所得の変動があり、前年の所得額と比較して著しく異なることが想定される場合は、年度中途から補助の対象となることもありますので、もしそのような状況が見込まれる場合は学校又は教育局に相談してください。
- (8) 世帯人員について

所得基準額における世帯人員は、生計を同じくする者全員が対象となりますので、世帯状況 申出書に収入の状況(前年の収入(所得))を記載して提出してください。 なお、収入がある場合については、所得証明書を添付する必要があります。

別表 2

募集停止年度	1募集停止校所在市	2 募集停止校遠方市	3 最寄り市町村	4 同一学科校所
	町村	町村		在市町村
	北海道教育委員会	地理的状況や公共	1 学年 4 学級以	職業学科を設
	が策定した公立高等	交通機関の運行状況	上の規模の道立	置している道立
	学校配置計画により、	等から、募集停止校	高等学校が所在	高等学校が募集
	平成27年度から令和	所在市町村と同様の	する最も近隣の	停止になった場
	2 年度の間に募集停	影響を受けると認め	市町村	合に、同一学科
	止となった道立高等	られる市町村又は地		の高校(募集停
	学校 (以下「募集停	域		止となった職業
	止校」という。)が当			学科校と類似の
	該募集停止時に所在			系列を有する総
	していた市町村又は			合学科校を含
	地域。ただし、当該			む。)が所在する
	募集停止時に、募集			近隣市町村
	停止校以外の公立高			
	等学校が所在する市			
	町村又は地域を除く。			
	※この場合の市町村			
	とは、平成16年合併			
	前の212市町村を基本			
	とします。			
平成27年度				
平成28年度	小清水町		網走市	
平成29年度	共和町		岩内町	
	滝上町		紋別市	
	新得町		芽室町(平成29年度から	
			修学している者にあっては、清	
			水町)	
平成30年度				
令和元年度				
令和2年度				

## 14 1年間の事務手続きの流れ

○道立高校・市町村立高校生徒分

	<b>高校・市町村立高校生徒分</b>		<u> </u>
	生徒・通学費等負担者	学校	教育局
4月		合格通知発送時・入学時などにお	
	末まで)	いて新入学生徒に補助制度の周知	類を審査
	〇添付書類	(出身中学校参考)	
	・交付申請内訳書		申請者に対し交付決定通知
	・世帯状況申出書	交付申請書類確認	教育局→学校→生徒・通学費
	・定期券の写し	添付書類確認	等負担者
	・賃貸契約書・部屋代領収書の		<b>可</b> 英尼日
		ᅕᄼᅩᆸᄛᅟᄧᇎᇎᄼᅷᅜᄼ	
	写し	交付申請一覧表作成添付	
	・所得証明書	書類確認終了後教育局に提出	
	・口座振替申出書		
	・その他(必要に応じ申立書等)		
	概算払希望者 (交付決定以降)	※概算払申請書類確認	※学校から提出された概算払申
	速やかに概算払申請書提出	添付書類確認	請書類を審査
	〇添付書類	確認終了後教育局に提出	m a w c a r
	・定期券の写し(提出済分除く)		申請者に対し概算払決定通知
	・部屋代領収書の写し(同上)		教育局→学校→生徒・通学費
	・実績に係る資料		等負担者
5月	概算払申請書等の写し保管		
		※4月と同様(翌月以降も同様)	※4月と同様(翌月以降も同様)
	〇提出書類		
	・概算払申請書		
	・定期券の写し		学校から提出された概算払申請
	・部屋代領収書の写し		書等により前月実績分を概算払
	・実績に係る資料		支出(翌月以降も同様)
	・大側にはの貝付		文山 (金月以降で向7家)
6月	概算払申請書等の写し保管		
07	(概算払希望者は学校へ提出)		
7月	同上	-  補助対象想定生徒で申請書類未提	
' /	μ Τ	田者の確認	
8月	同上	山台の推応	
07	四 上		
9月	同上		
9 73	四 工		
10月	同上		
IUA	IPI		
11月	同上		
'''	四 上		
12月	同上		
14月	同上		
1月	同上		
' '	四 上		
2月	同上	  申請書提出済生徒に対し実績報告	
4 7	四 上		
	中体却从事大学社与担心 / 4 5	書の提出周知	
3 月	実績報告書を学校に提出(4月		
1	5日まで)		
	〇添付書類		
	・実績報告内訳書		
	・定期券の写し(提出済分除く)		
	・部屋代領収書の写し(同上)		
	・実績に係る資料		
4月	大根に下る女子	実績報告書類確認	学校から提出された実績報告書
<sup>4</sup>			
		添付書類確認	類を審査
		実績報告一覧表作成添付	実績確認に精算払支出
		確認終了後教育局に提出	

## 15 1年間の事務手続きの流れ

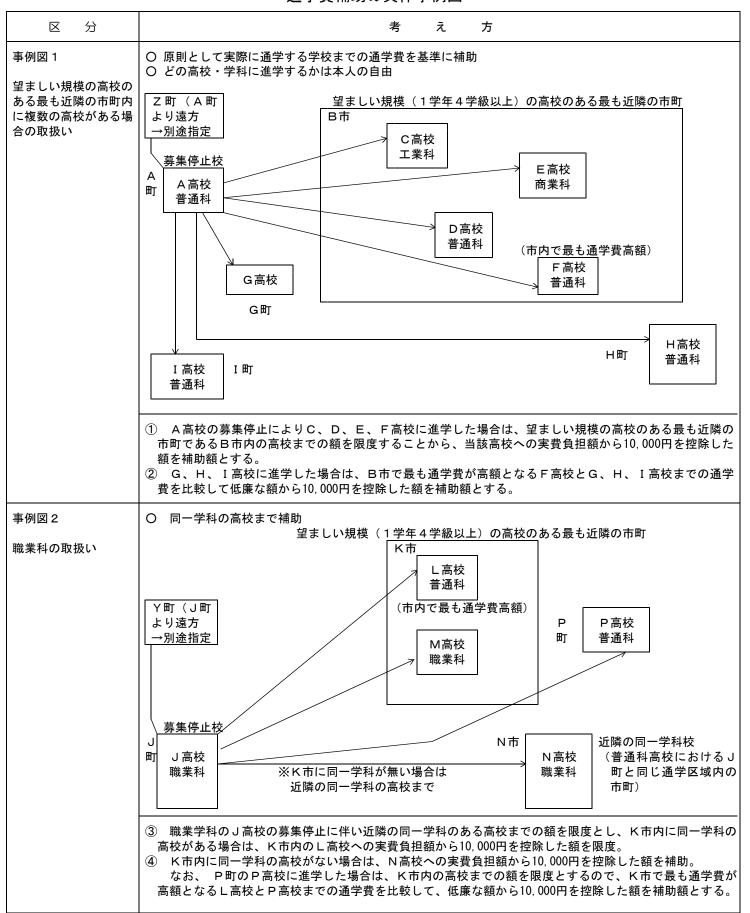
### 〇私立高校生徒分

	高校生徒分		tn =t=	±11 === 1
	生徒・通学費等負担者	学 校	総務部学事課	教育庁
4 月	交付申請書を学校に提出(7月			
	末まで)	どにおいて新入学生徒に補	付申請書類を審査	出された書類
	〇添付書類	助制度の周知(出身中学校		をもとに交付
	• 交付申請内訳書	参考)	審査後書類一式を教育	決定
	・世帯状況申出書		庁へ提出	申請者に対し
	・定期券の写し	交付申請書類確認		交付決定通知
	<ul><li>賃貸契約書・部屋代領収書の</li></ul>	添付書類確認		
	写し			教育庁→学事
	- 所得証明書	交付申請一覧表作成添付		課→高校→生
	- 口座振替申出書	書類確認終了後学事課に提		徒・通学費等
	・その他(必要に応じ申立書等)	出		負担者
	概算払希望者(交付決定以降)	<u>'''</u>  ※概算払申請書類確認	※学校から提出された	
	交付申請を行い、交付決定後に	添付書類確認		出された書類
	速やかに概算払申請書提出	添刊音短帷記  確認終了後教育局に提出	似昇払甲胡音規で倒且 	をもとに、申
		惟認於」後敎自向に提出		
	〇添付書類		審査後に書類を教育庁	
	・定期券の写し(提出済分除く)		に提出(教育庁が別途	算払決定通知
	・部屋代領収書の写し(同上)		指示する日まで)	
	・実績に係る資料			教育庁→学事
				課→高校→生
				徒・通学費等
				負担者
5月	概算払申請書等の写し保管			
	概算払希望者(翌月以降も同様)	※4月と同様(翌月以降も	※4月と同様(翌月以	学事課から提出
	〇提出書類	同様)	降も同様)	された概算払申
	- 概算払申請書	1 21/3/7	11 01 1140	請書等により前
	・定期券の写し			月実績分を概算
	・部屋代領収書の写し			払支出(翌月以
	・実績に係る資料			降も同様)
	大順に旅る資料			P4 0   P3 1 x 7
6月	概算払申請書等の写し保管			
0 / 1	(概算払希望者は学校へ提出)			
7月	同上	補助対象想定生徒で申請書		
, ,,	P			
		粗夫均出者の確認		
ΙQΕ	同 F	類未提出者の確認		
8月	同 上	類未提出者の確認		
		類未提出者の確認		
9月	同 上	類未提出者の確認		
9月	同上	類未提出者の確認		
		類未提出者の確認		
9月	同上	類未提出者の確認		
9月	同上	類未提出者の確認		
9月 10月 11月	同 上 同 上	類未提出者の確認		
9月	同上	類未提出者の確認		
9月 10月 11月 12月	同 上 同 上 同 上 同 上	類未提出者の確認		
9月 10月 11月	同 上 同 上	類未提出者の確認		
9月 10月 11月 12月 1月	同 上 同 上 同 上 同 上			
9月 10月 11月 12月	同 上 同 上 同 上 同 上	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上			
9月 10月 11月 12月 1月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 目 上 同 上 目 上 目	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 写 上 実績報告書を学校に提出(4月 5日まで)	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 に	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同	申請書提出済生徒に対し実		
9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 に	申請書提出済生徒に対し実績報告書の提出周知		学事課から提
9月 10月 11月 12月 1月 2月	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同	申請書提出済生徒に対し実績報告書の提出周知	学校から提出された実	
9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同	申請書提出済生徒に対し実績報告書の提出周知	学校から提出された実績報告書類を審査	出された実績
9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同	申請書提出済生徒に対し実 積報告書の提出周知 実績報告書を確認 添付書類確認 実績報告一覧表作成添付	学校から提出された実 績報告書類を審査 審査後に書類を教育庁	出された実績 報告書類をも
9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同	申請書提出済生徒に対し実績報告書の提出周知	学校から提出された実 績報告書類を審査 審査後に書類を教育庁	出された実績 報告書類をも

# 高等学校生徒遠距離通学費等補助制度の概要

	事	項			内		容			
1 7	1 補 助 の 目 的						(間借			
2	(1)補助対象	者		) 中学校等卒業時に募集停止校所在市町村に居住し、かつ、その市町村に所在する中学校 等を卒業して、通学区域内の他の高校へ修学した生徒の保護者等						中学校
補					世	:带人員別基	準額		(千円	9)
助	/a\ == /a == ==	<b></b>		2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	
要	(2)所得限度	頟	収入基準額	5, 584	6, 020	6, 296	6, 560	6, 759	所得換算額か 別途積算	
件			上記収入基準額 の所得換算額 ※収入額また(	3,923	4, 273	4, 493	4, 703	4, 883	1人増す毎に160千円を加算	
3 補助	(1)通学費 (1か月を	あたり)	○ 月額実費負担額 ① 実際に保護されただし、上記 ・同一通学区 通学費から	額に対し10 者が負担し 記の額が次 域内で望ま 10,000円を の募集停止	0,000円を た定期券 なにより算り こしい規模の 控除した額	超えた額を存 購入額をもの 定した額を診 高校が所在で	補助 とに補助額 超える場合 する最も近隣	を算定 は、その額 の市町内の		貴から
額の算定	(2)下宿費 (1か月)	あたり)		が明確でな 合 → 総 支払額に電 → 総 給者につい	にい場合のI S支払い額の I気・水道 S支払い額の いては月額	取り扱い の100分の40 等の料金が1 の100分の90 実費負担額	)を部屋代相 含まれてい )を部屋代相 (部屋代)を	当額とす。      当額とす。  補助額とし	ঠ <b>ঠ</b>	뤗
Ź	(3) その他		○ 市町村等が独 町村等補助金の↑ ○ 長期欠席等でう 実態が無い月分	合計額が実 定期券の有	医費負担額 動期間内(	を超えない。 こ全日欠席	よう調整 した場合及			·
4	補助期	間	O 募集停止後5年 (募集停止となる		をに中学生・	であった者が	が高校を卒	業するまで	· · · · · ·	
	提出書類及7  限、支給時期		O交付申請書O概算払申請書(希望者のみ)O実績報告書	「補助金	: して7月3 全の交付決5 - 月5日ま <sup>-</sup>	定後、希望 <sup>-</sup>	する時期に	分を申 までに	責確認を行い、申 ∄請があった翌月 Ξ支給(2月分ま 総分を翌年4月	月末日 まで)
6	事後の確認行	方為等	〇 交付申請時、 等により実費支持			報告書提出(	の際に、各	月にかかる	,購入済定期券 <i>0</i>	万写し
7	事務処理等		〇 公立高校生徒·〇 私立高校生徒·						l理 し、教育庁にお	いて支
8	そ の 他		〇 新たに課題等	が生じた場	合は検討(	のうえ必要に	に応じて見	直しを行う	j	

### 通学費補助の具体事例図



※ 生活保護費受給者は、高等学校就学費として保護費の中に通学費が支給されているため、通学費の補助対象者に該当しません。

## 下宿費等補助の具体事例

区分	考え方
下宿の場合 事例 1	1 箇月あたりの下宿代 55,000円 内訳 (部屋代 30,000円 食費 25,000円)
	部屋代に対し補助を行うので 30,000円 − 10,000円 = 20,000円 → 1 箇月あたりの補助額
	<ul><li>※ 生活保護費受給者</li><li>生活保護費受給者は、月額実費負担額(部屋代)を補助額とするので、</li><li>1 箇月あたりの補助額は 30,000円</li></ul>
事例 2	1 箇月あたりの下宿代 60,000円 内訳 (部屋代 36,000円 食費 24,000円)
	部屋代に対し補助を行うので 36,000円 — 10,000円 = 26,000円 下宿費等の補助額上限が25,000円であるので、1箇月あたりの補助額は 25,000円
	※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額(部屋代)を補助額とするが、 部屋代が補助上限額35,000円を超えているので、1箇月あたりの補助額は 35,000円
事例3	1箇月あたりの下宿代 50,000円 内訳(契約上部屋代と食費の内訳が示されてなく、家主に各々の額がわかる領収証書の発行を依頼したが、どうしても区分した領収証書をもらえない場合)
	部屋代が明確でない場合は、実施要領の5により、部屋代相当額を100分の40で積算 50,000円 × 40∕100 = 20,000円 20,000円 − 10,000円 = 10,000円 → 1 箇月あたりの補助額
	<ul><li>※ 生活保護費受給者</li><li>生活保護費受給者は、月額実費負担額(部屋代)を補助額とするので、</li><li>1 箇月あたりの補助額は 20,000円</li></ul>
間借りの場合 事例4	1箇月あたりの間借り家賃 29,000円 内訳 (部屋代 29,000円 管理費等 なし)
	29,000円 - 10,000円 = 19,000円 → 1箇月あたりの補助額
	<ul><li>※ 生活保護費受給者</li><li>生活保護費受給者は、月額実費負担額(部屋代)を補助額とするので、</li><li>1 箇月あたりの補助額は 29,000円</li></ul>
事例 5	1 箇月あたりの間借り家賃 33,000円 内訳(部屋代 32,000円 管理費等 1,000円)
	部屋代に対し補助を行うので 32,000円 − 10,000円 = 22,000円 → 1 箇月あたりの補助額
	<ul><li>※ 生活保護費受給者</li><li>生活保護費受給者は、月額実費負担額(部屋代)を補助額とするので</li><li>1 箇月あたりの補助額は 32,000円</li></ul>
事例 6	1 箇月あたりの間借り家賃 40,000円 内訳(部屋代 40,000円 管理費等 なし)
	40,000円 - 10,000円 = 30,000円 下宿費等の補助額上限が25,000円であるので、1箇月あたりの補助額は 25,000円
	※ 生活保護費受給者 生活保護費受給者は、月額実費負担額(部屋代)を補助額とするが、 部屋代が補助上限額35,000円を超えているので、1箇月あたりの補助額は 35,000円

月の中途で住居の移転に伴い、家賃額が変更となった場合の取扱い事例

事例1 月の途中で転居し、新旧家賃を日割りで支払った場合(増額改定)

下宿先変更

9 / 1	9 /	<b>/</b> 15	9 / 30
田部屋代家賃	30, 000円	新部屋代家賃	35,000円
9月分支払い額	15, 000円	9月分支払い額	25,000円

9月分の家賃支払合計額は、15,000円 + 25,000円 = 40,000円を基本額とし、10,000円を控除して補助上限の25,000円を補助。

事例2 月の途中で転居し、旧家賃を日割りで、新家賃は0円の場合(増額改定)

下宿先変更

9 / 1	9 /	<b>2</b> 5	9 / 30
旧部屋代家賃	30, 000円	新部屋代家賃	35,000円
9月分支払い額	27, 000円	9月分支払い額	0円

9月分の家賃支払合計額は27,000円を基本額とし、10,000円を控除して17,000円を補助。

事例3 月の途中で転居し、旧家賃は0円、新家賃は全額支払った場合(減額改定)

下宿先変更

9 / 1	9 .	9 / 30	
旧部屋代家賃	35, 000円	新部屋代家賃	32,000円
9月分支払い額	0円	9月分支払い額	32,000円

9月分の家賃支払合計額は、32,000円のため10,000円を控除し、22,000円を補助。

事例4 月の途中で転居し、旧家賃を日割りで、新家賃は全額支払った場合(減額改定)

		先変更 	
9 / 1	9	9 / 30	
旧部屋代家賃	35,000円	新部屋代家賃	32,000円
9月分支払い額	18, 000円	9月分支払い額	32,000円

<sup>9</sup>月分の家賃支払合計額は、18,000円 + 32,000円 = 50,000円を基本額とし、10,000円を控除して補助上限の25,000円を補助。

事例 5 月の途中で転居し、旧家賃、新家賃とも日割りで支払ったが、その合計額が旧家 賃に満たない場合(減額改定)

	下宿台	先変更	
9 / 1	9 ,	9 / 30	
旧部屋代家賃 9月分支払い額	35, 000円 15, 000円	新部屋代家賃 9月分支払い額	32,000円 15,000円

<sup>9</sup>月分の家賃支払合計額は、15,000円 + 15,000円 = 30,000円を基本額とし、10,000円を控除して20,000円を補助。

## 通学費等補助制度の補助期間の考え方

- 〇 原則募集停止後5年間
- 募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまで補助

※網掛け部分が補助対象

#### ①支給例:平成28年度募集停止

27年度の中学校1年生から3年生が対象

T1207 1 5	ス・ナエル	フェーエル	7320		ā					
		3年分発表			募集停止					
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
					支給開始				支給終了	
	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年			
		小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年		
			小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年	
				小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年
·							5年		,	
							- 1		-	

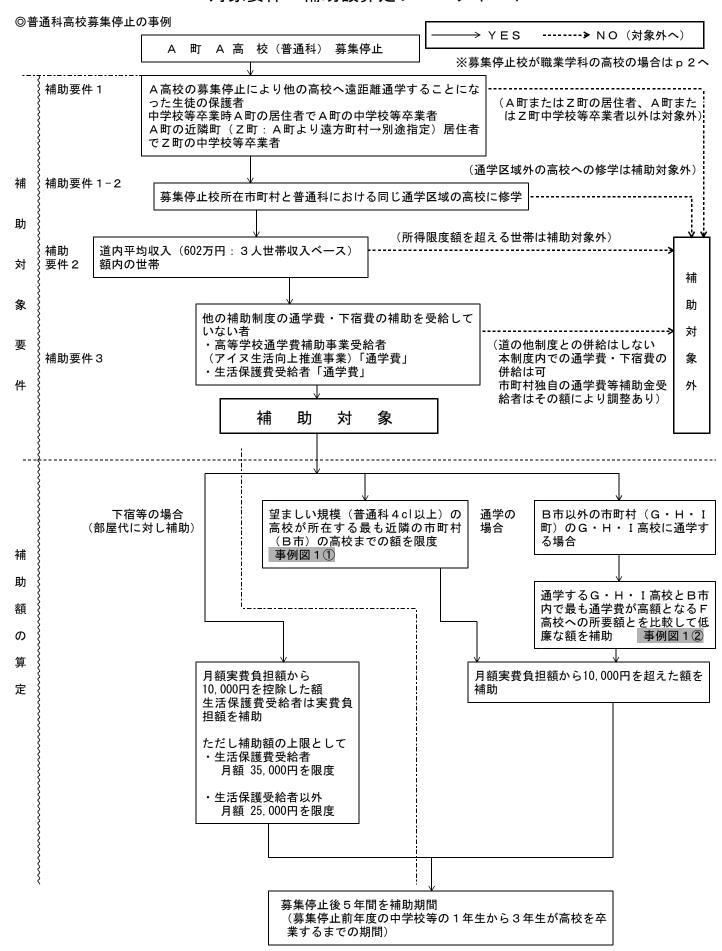
#### ②支給例:平成29年度募集停止

28年度の中学校1年生から3年生が対象

-	<u>-  文                                    </u>	ダー牛土刀	<u> りょ 牛エル</u>	XJSX							
				3年分発表			募集停止				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
							支給開始				支給終了
			小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年		
				小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年	
					小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年
						小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年
							_		5年		
								,	•		<b></b>

※ 定時制課程に修学している生徒については、修業年限が3年以上のため、上記支給例の期間とは異なることがあります。

### 対象要件・補助額算定フローチャート



#### ◎職業学科校募集停止の事例 J 町 J 高 校(職業科) 募集停止 J高校募集停止により他の高校へ修学することになっ J町またはY町の居住者 た生徒の保護者 中学校等卒業時J町の居住者でJ町の中学校等卒業者 J町またはY町中学校等卒 補助対象外 J町の近隣町 (Y町:J町より遠方町→別途指定) 業者以外は対象外 居住者でY町の中学校等卒業者 募集停止校と同一学科校が通学区域内にあ 募集停止校と同一学科校が通学区域内にな る場合 い場合 補 通学区域外の 通学区域内の 通学区域内の 通学区域外の 通学区域内の 助 通学区域外の 異なる学科に 異なる学科に 同一学科の高 同一学科の高 異なる学科の 同一学科の高 修学 校に修学 校に修学 修学 対 高校に修学 校に修学 象 要 補 助 対 象 外 件 普通科高校募集停止の事例の補助要件2へ (要件を具備しない場合は対象外) 普通科高校募集停止の事例の補助要件2・3要件を具備 補助対象外 補 助 対 象 通学区域内の 通学区域内の 下宿等 通学の場合 異なる学科に 同一学科の高 の場 合 修学 校に修学 補 望ましい規模4cl以上の高 K市以外の市町村(J 同一学科の高校が 同一学科の高校 · P町)のJ· P高校 K市内にあり同-がK市になく、 校が所在する最も近隣の市 助 町村内(K市)の高校まで に通学する場合 学科のM高校に通 N市N高校に通 を限度として補助 事例図2③ 事例図2④ 額 ഗ 算 通学するJ・P高校とK市 実際に通学する高 内で最も高額となるL高校 校までの額 定 への所要額とを比較して低 事例図2⑤ 廉な額 月額実費負担額(部屋代)から10,000円を控除した額 月額実費負担額から10,000円を超えた額を補 生活保護費受給者は実費負担額を補助 ただし補助額の上限として • 生活保護費受給者 月額 35,000円を限度 • 生活保護受給者以外 月額 25,000円を限度

(募集停止前年度の中学校等の1年生から3年生が高校を卒

募集停止後5年間を補助期間

業するまでの期間)

提出書類作成チェックシート

## 交付申請書提出時チェックシート (申請者用)

## 〇 交付申請書(教育第34号様式)

□ 通学費負担者の押印があるか。
<ul><li>□ 通学費負担者の住所が募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村となっているか。(単身赴任等を除く)</li></ul>
□ 交付申請額は、交付申請内訳書(教育第35号様式)の「交付申請額」(EまたはL)欄の金額と一致しているか。
<ul><li>□ 中学校卒業時の住所が募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村になっているか。</li></ul>
□ 募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村の中学校を卒業しているか。
□ 募集停止となる前年度に中学生であったか。
□ 募集停止後5年以内の期間での申請であるか。
□ 申立て欄に通学費等負担者の押印があり、有無の欄に○印が付されているか。
<ul><li>□ 申立ての有に○印が付されている者が、通学費の申請を行っていないか。(市町村等の補助金受給者を除く)</li><li>※ 生活保護費受給者及び北海道が他に実施している通学費等の補助金を受給している場合は補助対象には該当しませんので、有に○印を付した場合は通学費の申請は出来ません。</li></ul>

### 交付申請書提出時チェックシート(申請者用)

## 〇 交付申請内訳書(教育第35号様式) 1 通学費 (1) 通学方法等 □ 利用交通機関が複数ある場合は、区分して記入しているか。 □ 定期券の額と有効期間が連動しているか。 □ 年間購入予定額が1か月分×年間購入予定月数などと積算されているか。 □ 年間購入予定額の合計額欄も記載されているか。 (2) 補助金交付申請額の算出 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄は、(1)通学方法等の「定期乗車 券の額÷有効期間」となっているか。 「月額超過額」C欄の引き算が正しいか。 □ D欄がC×申請月数になっているか。 「交付申請額」E欄はD欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。 □ 市町村等からの通学費等の補助金等を受給予定の場合、F欄に市町村からの補助金 等の受給予定額(年額)を記載したか。また、予定額を記入した場合は、交付申請書 の申し立て欄の有に○印を付しているか。 ※ 定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の有効期間をバ ス等の利用期間に、定期券の購入額をバス等の利用に係る支払額に読み替えて確認し てください。 2 下宿費 (1) 下宿方法等 □ 下宿・間借りのいずれかに○印を付したか。 □ 下宿・間借り先の住所及び家主を記載したか。 □ 1月当たりの下宿・間借り代の経費で部屋代を記載したか。 □ 部屋代に係る年間支払い予定額がG×年間支払予定月数と積算しているか。 (2) 補助金交付申請額の算出 □ 「1月当たりの部屋代額(基本額)」H欄は、(1)下宿方法等の「1月当たりの下 宿・間借り代経費LのG欄の額と一致しているか。 □ 「控除額」 I 欄は生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円となっている か。 「月額超過額」J欄の引き算が正しいか。(生活保護費受給者は35,000円が上限、 それ以外の者は25,000円が上限であるが、その額以内となっているか。) □ K欄がJ×申請月数になっているか。 「交付申請額」L欄はK欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。 □ 市町村からの通学費等の補助金等の受給(予定)する場合、M欄に市町村からの補 助金等の受給予定額(年額)を記載したか。また、予定額を記入した場合は、交付申 請書の申し立て欄の有に○印を付しているか。

## 交付申請書提出時チェックシート (申請者用)

## 〇 交付申請に係る添付書類

□ 通学費補助の申請の場合、通学区間、利用交通機関に記載されている4月分の定期券の写しを添付したか。
□ 委託運行バス等を利用している場合、契約書の写し等を添付したか。(定期券の発行がない場合は、さらに利用区間・期間のわかる書類、支払額に係る領収書の写しる添付したか。)
□ 下宿費等の場合、賃貸契約書の写し及び4月分の部屋代がわかる領収書を添付したか。
□ 扶養親族数が記載された所得証明書を添付したか。
□ 様式以外の所得証明書の場合に、扶養親族数が記載されているか。
□ 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書の場合、併せてその他の所得証明書を添付しているか。
□ □座振替申出書を添付したか。
□ □座振替申出書に通学費負担者の印を押印したか。
□ □座振替申出書に金融機関の支店名まで記載したか。
□ □座振替申出書に普通預金か当座預金かの○印を記載したか。
<ul><li>□ 金融機関名が「(株)ゆうちょ銀行」の場合、他金融機関からの振込用店名・預金</li><li>種目・□座番号となっているか。</li></ul>
□ □座名義人は通学費等負担者名になっているか。
□ 税法上、生徒の扶養親族となっていない者を通学費等負担者として申請する場合等について、申立書を添付したか。
□ 下宿・間借りにおいて、補助対象生徒以外に同居者がいる場合、家賃負担状況等 立書を添付したか。

## 実績報告書提出時チェックシート(申請者用)

## 〇 実績に係る資料 (別記第5号様式又は第6号様式) 通学費 (別記第5号様式) □ 記入例を参照したか。 □ 「通学区間・利用交通機関」欄が交付申請時の状況と一致しているか。 □ 利用交通機関が複数ある場合、それぞれの定期券の購入について記載したか。 □ 各月の定期券の有効期間と定期券の購入額とに整合性がとれているか。 □ 定期券の購入額が交付申請時の額と一致しているものがあるか。 □ 複数月の定期券を購入した場合は、購入額を月数で除して1か月当たりの実費負担 額を積算したか。 □ 概算払を受けている場合は、提出済みの「実績に係る資料」の4~2月分の記載内 容と一致しているか。 □ 補助金対象額が「1か月当たりの実費負担額」A欄から10,000円を控除した額とな っているか。 □ 定期券の購入額の合計と1か月当たりの実費負担額の合計額が一致しているか。 □ 概算払申請時に添付した以外の購入済みの定期券の写しを添付したか。 □ 添付した定期券の写しの有効期間と購入額が、各月毎に記載した内容と一致してい るか。 ※ 定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の有効期間をバ ス等の利用期間に、定期券の購入額をバス等の利用に係る支払額に読み替えて確認し てください。 2 下宿費(別記第6号様式) □ 「下宿・間借りの状況」欄が交付申請時の状況と一致しているか。 □ 1か月当たりの実費負担額(下宿・間借りにおける部屋代支払額)が交付申請時の 額と一致しているか。 □ 補助金対象額が「1か月当たりの実費負担額」A欄から10,000円を控除した額とな っているか。 □ 概算払を受けている場合は、提出済みの「実績に係る資料」の4~2月分の記載内 容と一致しているか。 □ 概算払申請時に添付した以外の部屋代の支払い済みの領収書の写しを添付したか。 □ 添付した領収書の写しの支払額が、各月毎に記載した内容と一致しているか。

## 実績報告書提出時チェックシート (申請者用)

	<b>報告内訳書(教育第38号様式乂は第39号様式<i>)</i> 学費(教育第38号様式)</b>
. —	开文 (教育第300号) (教育第200号) 用交通機関が複数ある場合は、区分して記入しているか。
	1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄が交付申請内訳書の「通学に要す 期乗車券」の額と一致しているものがあるか。
	1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄が「実績に係る資料」の1か月当 の実費負担額の額と一致しているか。
	月額超過額」C欄の引き算が正しいか。
	対象月数」D欄が、「実績に係る資料」の「1か月当たりの実費負担額」の月数と しているか。
□ E	欄がC×Dとなっているか。
☐ F	欄がE欄の計となっているか。
	補助金精算額」G欄がF欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。
□ 「 るか	概算払受領済額」H欄が4~2月分として交付された概算受領済額と一致してい 。
	補助金領収未済額」I欄がG-Hとなっているか。
	通学に使用する定期乗車券の年間購入額の合計額」J欄が「実績に係る資料」の 期券の購入額」の合計額と一致しているか。
	町村等から通学費等の補助金等の受給している場合、K欄に市町村からの補助金 受給額(年額)を記載したか。
	定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の購入額をバ 等の利用に係る支払額に読み替えて確認してください。
	<b>費(教育第39号様式)</b> 宿・間借りのいずれかに○印を付したか。
□ 下	宿・間借り先の住所・家主名を記載したか。
_ 1	月当たりの下宿・間借り代経費のA欄に部屋代を記載したか。
	屋代が明確でない場合には、A欄の「部屋代」の額に、下欄の「部屋代・食費等計」に×40/100または90/100で積算した額を記載したか。
□ 「 か。	控除額」B欄は生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円となっている
	月額超過額」C欄の引き算が正しいか。(生活保護費受給者は35,000円が上限、そ外の者は25,000円が上限であるが、その額以内となっているか。)

□ 「午旬多負又払月剱」U懶は、「美績に係る負料」の「下伯・旬借りにのける部屋代 支払額」の月数と一致しているか。
□ E欄がC×Dとなっているか。
□ 「補助金精算額」F欄がE欄の額の1,000円未満を切り捨てた額になっているか。
□ 「概算払受領済額」 $G$ 欄が $4\sim2$ 月分として交付された概算受領済みの額になっているか。
□ 「補助金領収未済額」H欄がF-Gとなっているか。
□ 「部屋代に係る年間支払い合計額」 I 欄が「実績に係る資料」の「下宿・間借りにおける部屋代支払額」 A 欄の合計額と一致しているか。
<ul><li>□ 市町村等から通学費等の補助金等の受給している場合、J欄に市町村からの補助金等の受給額(年額)を記載したか。</li></ul>
<b>3 共通事項</b> □ 「実績に係る資料」を添付したか。
□ 定期券や領収書の写しを既に提出した月分以外について全て添付したか。
〇 実績報告書(教育第37号様式)
□ 申請書に通学費負担者の印鑑があるか。
□ 交付決定通知に記載している日付けや文書番号を記載したか。

## 概算払申請書提出時チェックシート (申請者用)

<ul><li>○ 実績に係る資料(別記第5号様式又は第6号様式)</li><li>1 通学費(別記第5号様式)</li><li>□ 記入例を参照したか。</li></ul>
□ 「通学区間・利用交通機関」欄が交付申請時の状況と一致しているか。
□ 利用交通機関が複数ある場合、それぞれの定期券の購入について記載したか。
□ 概算払申請書を提出する月以前に購入したすべての定期乗車券の状況を記載したか。 概算払申請書を提出する月の定期乗車券も購入している場合は、その月の状況も含めて記載しているか。
□ 各月の定期券の有効期間と定期券の購入額に整合性がとれているか。
□ 定期券の購入額が申請時の額と一致しているものがあるか。
□ 複数月の定期券を購入した場合は、購入額を月数で除して1か月当たりの実費負担額と積算したか。
□ 補助金対象額が「1か月当たりの実費負担額」A欄から10,000円を控除した額となっているか。
□ 定期券購入額の合計と1か月当たりの実費負担額の合計額が一致しているか。
□ 交付申請時に添付した以外の購入済みの定期券の写しを添付したか。
□ 添付した定期券の写しの有効期間と購入額が、各月毎に記載した内容と一致しているか。
※ 定期券の発行がない委託運行バス等を利用している場合は、定期券の有効期間をバス等の利用期間に、定期券の購入額をバス等の利用に係る支払額に読み替えて確認してください。
2 下宿費(別記第6号様式) □ 「下宿・間借りの状況」欄が交付申請時の状況と一致しているか。
□ 「1か月当たりの実費負担額(下宿・間借りにおける部屋代支払額)」A欄が交付申請時の額と一致しているか。
□ 補助金対象額が1か月当たりの実費負担額から10,000円を控除した額となっているか。
□ 概算払申請書を提出する月以前に支払った部屋代の状況を記載したか。 概算払申請書を提出する月の部屋代も支払っている場合は、その月の状況も含めて 記載しているか。
□ 交付申請時に添付した以外に支払済みの部屋代の領収書の写しを添付したか。
□ 添付した領収書の写しの支払額が、各月毎に記載した内容と一致しているか。

# 〇 概算払申請書(教育第40号様式)

	申請書に通学費負担者の印を押印したか。
	補助金交付決定額が、交付決定通知の額と一致しているか。
$\Box$	既に概算払が決定された対象月がある場合は、今回概算払申請額に当該対象月以後 金額を記載したか。
	概算払の申請予定時期は、概算払申請書を提出する予定月となっているか。
	概算払の申請予定額は、概算払を申請予定額となっているか。
切に定た	概算払の申請予定額(月毎)は交付申請時に提出している交付申請内訳書の「1月3たりの定期乗車券購入額(基本額)」から10,000円を控除した額から1,000円未満を10)捨てた額となっているか。また、平日専用の定期乗車券を購入する等、年度当初に通学を開始した日以降、月5よって1か月当たりの定期乗車券の額が変動し、交付申請は通常(土日を含む)の2期乗車券の額で行っている場合にあっても、概算払を受けたい額は、実際に購入しま期乗車券の額から10,000円を控除した額から1,000円未満を切り捨てた額となっているか。
	「実績に係る資料」(別記第5号様式又は第6号様式)を添付したか。
	概算払の申請予定額と添付する「実績に係る資料」の月毎の補助金対象額が一致し いるか。

各種様式及び記載例

#### 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書

(申請者)	
通学費等負担者	
住所	
氏名	

年

月

日

年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金等交付申請額

様

金額	Ш
亚 积	1.1

2 通学する生徒の状況

_ , , _ , , _ , , _ , , ,				
生徒の氏名				
生徒の住所				
学校・学科名		高等学校	課程	科
中学校等卒業時の居住市町村		市・町・村		区・町
中学校等卒業年月及び中学校等名	年	月	立	卒業

#### 3 申立て

生活保護及び他の通学費等の補助金の受給について次のとおり申し立てます。

### 

- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生業扶助(高等学校等就学費)の通学費相当分の受給について(通学費補助申請者) <u>有</u>無
- ・ 生活保護法の規定による生活扶助の受給について(下宿費補助申請者)

有 無

・ 北海道が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について

有 無

・ 市町村等が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について

有 無

4	補助事業等の実施によ	り	見込まれ	る効果
---	------------	---	------	-----

※申立てに当たっては、十分に確認の上、署名押印してください。

- ※補助事業等の実施により見込まれる効果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。
- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を申請する場合に使用すること。
  - 2 2の「通学する生徒の状況」欄中の「中学校等」は、中学校のほか、義務教育学 校及び特別支援学校中学部をいう。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書

公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて

令和○年4月1日

北海道教育庁〇〇教育局長 様 北海道教育委員会教育長

🥄 私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

(申請者)

通学費等負担者

住所 〇郡〇町1条1丁目1番地

氏名 山 田 一 郎 印

令和○年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を受けたいので、関係 書類を添えて申請します。

1 補助金等交付申請額

## 金額 216,000 円

## 2 通学する生徒の状況

生徒の氏名	山 田 二 郎
生徒の住所	〇郡〇町1条1丁目1番地
学校・学科名	○○高等学校 <b>全日制</b> 課程 <b>普通</b> 科
中学校等卒業時の居住市町村	○○市 ・・・村 図・町
中学校等卒業年月及び中学校等名	令和 <b>○</b> 年3月○町立 <b>○○中学校</b> 卒業

## 3 申立て

生活保護及び他の通学費等の補助金の受給について次のとおり申し立てます。

## 通学費等負担者氏名 山 田 一 郎 ⑪

- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生業扶助(高等学校等就学費)の通学費相当分の受給について(通学費補助申請者) 有 (無
- ・ 生活保護法の規定による生活扶助の受給について(下宿費補助申請者)

有 無

・ 北海道が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について

有(無)

・ 市町村等が実施している他の通学費等補助金の受給又は受給予定について

有 無

4 補助事業等の実施により見込まれる効果

補助金の受給により(通学又は下宿)に係る経済的負担が軽減され、修学機会の確保が見込まれる。

※申立てに当たっては、十分に確認の上、署名押印してください。

- ※補助事業等の実施により見込まれる効果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。
- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の交付を申請する場合に使用すること。
  - 2 2の「通学する生徒の状況」欄中の「中学校等」は、中学校のほか、義務教育学 校及び特別支援学校中学部をいう。

条関係) ) 第35号様式 教育

## 訳書 学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請内 栅 硘

補助金交付申請額の算出

(5)

村等からの 費に係る補 等の受給予 (年額)

市通助定时学金额

Dの額を1,000円 未満切り捨て

交付申請額

羧 皿

申請)

× C

 $\stackrel{\frown}{B}$ 

(A)

月額超過額

村實等

Ĺ

 $\Box$ 田

Д 田

 $\circ$  $\mathbb{E}$   $\mathfrak{C}$ 

注

田

通学費補助 1) 通学方法等

控除額			B	H 900 01	10,000
田(	サッツ を 海本 車 米 購	人領 (基本額)	А	田	注2
J乗車券	年間購入予定額	E			田
5月する定期	有効期間	月			
通学に使	定期乗車券の額	田			
14. 水	4. 五、入、温、葱、玉、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆、豆				
1	※ 三 小 門	?	?	<b>?</b>	<del>1</del> 11111111111111111111111111111111111

4) IJ 10 に記入す シシシ 利用交通機関 ź 權( 「通学区間」

 $^{\circ}$ 

\*

₩ .宿費補助 下宿方法等

補助金交付申請額の算 (5)

 $\pm$ 

	部屋代に係る年 間支払予定額
	1月当たりの下宿・ 間借り代経費
間借り (いずれかに丸印)	・間借先の住所、氏名
下宿。	下宿先。

市町村等からの 下宿費等に係る 補助金等の受給 予定額 (年額) Kの額を1,000円 未満切り 希に  $\mathbb{E}$  $\Box$ 交付申請額  $\aleph$ 田 羧 皿 量量 × 田 月額超過額  $\widehat{\ }$  $\dot{\Xi}$ 田 控除額 り 代 1月当たり の部屋代 額 (基本額)  $\mathbb{T}$ 

田

r

部屋代

 $\mathbb{E}$ 鄤

事代又は光熱水費、 費等

食理

のる給

 $\mathbb{Z}$ 田

した額 رد これである。 「控除額」I欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入する「月額超過額」J欄には、生活保護費受給者は32,000円、それ以外の者は52,000円を1部入すること。 - C 2 1/2 **\***\*

က

俎

 $^{\circ}$ \*

\*

田

部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計) 円

有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除 U 2 俎

の1か月を有効期間とする定期乗車券の (土日を含む) 海河 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗 た額(1円未満の端数切上げ)を記入すること。 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、 額を記入すること。 「C(J)×申請月数」D(K)欄は通学費(下宿費)に係る補助命の交付申請の基礎とおおも当かを垂いた縮をおまます。

(第7条関係) 教育第35号様式

# 内訳書 뺊 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申

## て通学する場合 定期を購入 H か バスのみを利用

\*

通学費補助 1) 通学方法等

年間購入予定額 田 336,000 336,000 る定期乗車 効期間 Щ 通学に使用す. 有 定期乗車券の額  $\mathbb{H}$ 28,000 利用交通機関 K <u>"(</u> \* 汇 雪 通学区間 7 

補助金交付申請額の算出  $\odot$ 

市町村等からの 通学費に係る補 助金等の受給予 定額 (年額)	귚	E 0
交付申請額 Dの額を1,000円 未満切り捨て	丑	用 216,000
C×申請月数	D	用 216,000 注3
月額超過額 (A-B)	C	月18,000
控除額	В	Н     Н     Н       000     10,000     18,000       :2
1 月 りの定期 乗車券購 入額 (基本額)	A	用 28,000 注2

A) IJ 10 ごとに記入す 利用交通機関 欄は、 「通学区間」

11111111

ďΠ

\*

 $\mathbb{H}$ 

野  $^{\circ}$ 

·費補助 下宿方法等

補助金交付申請額の算出 (5)

#

部屋代に係る4 間支払予定額

下宿

1月当たりの下 間借り代経費

**开**名

・間借先の住所、

下宿先

いずれかに丸即

間借り

万宿

のる結  $\geq$ 1町村等からの で宿費等に係る 間助金等の受給 で額 (年額)  $\mathbb{E}$ 市下補子 Kの額や1,000円 未満切り 希く  $\Box$  $\mathbb{E}$ 交付申請額  $\bowtie$ 田 羧 皿 量量 က 俎 X  $\mathbb{E}$ 月額超過額  $\widehat{\phantom{a}}$  $^{\circ}$ \*  $\dot{\exists}$  $\mathbb{E}$ 控除額 **※** り 代 1月当たり の部屋代 額 (基本額)  $\mathbb{T}$ 

 $\mathbb{E}$ 

ÜΕ

屋代

器

した額 رد るである。 1 「控除額」 1 欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入する2 「月額超過額」 J 欄には、生活保護費受給者は32,000円、それ以外の者は52,000円を1を記入すること。 - 2

**% %** 

部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計)

事田

食事代または管理費

U 0 俎

の1か月を有効期間とする定期乗車券の 有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除 (土日を含む) 声 1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、こた額(1円未満の端数切上げ)を記入すること。 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額額を記入すること。 「では、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額額を記入すること。

IJ D (K) 欄は通学費 (下宿費) に係る補助金の交付申請の基礎となる月数を乗じた額を記入する、

(第7条関係) 教育第35号様式

## 内訳書 嘂 等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申 硘

記載例

## 何 月定期を購入 か 囲 を利 とバス 2

×

通(1)

た期購 ⋖ 1り乗入 年間購入予定額 田  $\mathbb{H}$  $\mathbb{E}$ 184,800 103,200 288,000 通学に使用する定期乗車 有効期間 Щ Щ 定期乗車券の額  $\mathbb{H}$  $\mathbb{E}$ 8,600 15,400 黑 藗 K 利用交通  $\simeq$ ~ **※** 聚 汇 11111111 ⑩ 噩 小区區 ○○駅 ■駅~ 浬 ĮΠ

 $\exists$ 補助金交付申請額の算  $\widehat{S}$  村實等, 市通助定 町学金額 Ή 真を1,000円 |切り捨て  $\mathbb{H}$ 168,000 交付申請 Dの額次 未満ち Д 田 168,000 ≅3 数 Щ 霊田 C 用 | 日4,000 過額  $\bigcirc$ m 月額超近 Ė ⊞ 10,000 М 控除額 日 24,000 注 2

Ĺ 田

0

ئد IJ 10 ごとに記入す 利用交通機関 ź 幢 「通学区間」 \*

·費補助 下宿方法等 哥  $^{\circ}$ 

下宿 (いずれかに丸即) 間借先の住所、 間借り 宿先 下宿)

補助金交付申請額の算出

 $\widehat{S}$ 

# 田 3屋代に係る4 ]支払予定額 384,000 器配 r  $\mathbb{E}$ 曹 事伐又は光熱水st 費等 当たりの7 32,000 月借 屋代 一亩 器 食理 **开**名 书佈 2 拳下 5

Ш

-

\*

#

道

北海

Kの額を1,000円 未満切り捨て 交付申請額 264,000  $\mathbb{X}$ 田 羧 Щ 264,000 申請) က 注 X 過額 \_  $\mathbb{H}$ 22,000  $^{\circ}$ 月額超 \*  $\dot{\Xi}$ 田 控除額 10,000 \* り 代 32,000 1月当たり の部屋代 額 (基本額)  $\mathbb{T}$ 

のる給

1町村等からの で宿費等に係る 3助金等の受給 で額 (年額)

市下補子

 $\sum$ 

 $\Box$ 田

H

0

した額 رح に限る。 者は0円、それ以外の者は10,000円と記入する受給者は32,000円、それ以外の者は25,000円を 給費 「控除額」1欄には、生活保護費受? 「月額超過額」 J欄には、生活保護 記入すること。 -10 kg **%**%

田

22,000

部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計)

何 し部屋代と食費等が区分されている場 |二居住| 下宿 ×

の1か月を有効期間とする定期乗車券の 有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除 (土日を含む) 運運 月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、 た額(1円未満の端数切上げ)を記入すること。 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の移 額を記入すること。 「C (1) ×申請月数」D(K)欄は通学費(下宿費)に係る補助金の交付申請の基礎となる月 <u>п</u> 2

IJ D (K) 欄は通学費 (下宿費) に係る補助金の交付申請の基礎となる月数を乗じた額を記入する

## 条関係) $\sim$ ) 教育第35号様式

複数月

**※** 

# 等補助金交付申請内訳書 等学校生徒遠距離通学費 硘

## 照) Ì . % წ HU り切れない場合(手引 配り した際 数で除 Щ 有効, 定期券を購

|学費補助 |通学方法等 通(1)

Ė 用 10,000 В 控除額 た期購 田 **\*** | 26,434 | 注 2 (基本額) ⋖ 美宝票 こり乗入月の単額 年間購入予定額  $\mathbb{H}$  $\mathbb{H}$ 317,200 317,200 1 る定期乗 有効期間 Щ に使用す ന 期乗車券の額 田 79,300 闸 黑 用交通機 K ~ 至 \* 汇 恒 学区間 ( 駅~ 浬 ÍΠ

 $\Xi$ 補助金交付申請額の算 3

の補予 ĹŢ †等からの 量に係る 等の受給<sup>3</sup> (年額)  $\mathbb{H}$ 0 村實等 市通助定时学金額 Ή Dの額を1,000円 未満切り捨て  $\mathbb{H}$ 交付申請額 197,000  $\mathbb{H}$  $\Box$ 数 Щ 197,208 注3 申請 X ⊞ 16,434 月額超過額  $\bigcirc$ m

> ٦Ĵ IJ 10 ごとに記入す 利用交通機関 ť 幢 「通学区間」 \*

郵 <u>F</u>(E)  $^{\circ}$ 

·費補助 下宿方法等

補助金交付申請額の算出  $\widehat{S}$ 

、20ヶ

屋代に係る支払予定額

海門

|当たりの下宿・ 皆り代経費

1月間間

**开** 

間借先の住所、

下宿先

いずれかに丸即

間借り

万衙

のる結  $\geq$ 等からの等に係る。 等に係る (年額)  $\mathbb{H}$ 0 町宿助定 村費金額 市下補子 ,000円 添て  $\Box$  $\mathbb{H}$ 交付申請額 Kの額を1,0 未満切り搾 192,000  $\bowtie$ 田 数 Щ 192,000 申請 က 俎  $\times$ 田 月額超過額 \_ 16,000  $^{\circ}$ \* Ė  $\mathbb{H}$ 控除額 10,000 \* 5 1 1月当たり の部屋代 額 (基本額) 26,000  $\mathbb{T}$ #

 $\mathbb{H}$ 

312,000

ÜΕ

部屋代

舞田

軸

事代または管理

2

5

道

北海

39,000

26,000

地宿

卷下

 $\dashv$ 

Ш

1

**徐**口

中

た額 \_ ريد にる。必要を には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入する、 J欄には、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を「 糧( 「控除額」 I 欄 「月額超過額」 7 **\***\*

部屋代・食費等の総計 υĺ いるが、部屋代が明確でないため| 屋代相当額を積算した場合 してと 異住! 下宿に

IJ

有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除  $\sim$ ປ

部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計) 円

65,000

の1か月を有効期間とする定期乗車券の (土日を含む) 声声 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗 た額(1円未満の端数切上げ)を記入すること。 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、 額を記入すること。 「C (1) ×申請月数」D (K) 欄は通学費(下宿費)に係る補助金の交付申請の基礎となる月数を乗じた額を記入するこ

IJ

(第7条関係) 教育第35号様式

# 内訳書 뺊 高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申

記載例

## 場合 9 手点駅 か月定期を購 田 葷 Ш 計 田 バスのみを利 **※**

は等からの 費に係る補 等の受給予 (年額) 定期券額 村曹等 市通助定 町学金額 か月, Ή Dの額を1,000円 未満切り捨て 田 6 額 156,000 交付申請 含む) Ш  $\overline{+}$  $\mathbb{H}$ 羧 通常 156,000 注3 Щ 申請) X X 月3,000 月額超過額  $\bigcirc$  $\widehat{\mathbf{B}}$ 定期券額 補助金交付申請額の算出 Ė 月0,000 控除額 23,000 1 注 2 た期購 (基本額) ⋖ 当定券 月の車額 1り乗入  $\widehat{S}$ 田 年間購入予定額  $\mathbb{E}$ 用 事 П る定期乗車 4 効期間 Щ 学に使用す 有 ١, 10 期乗車券の額 ばとに記入す  $\mathbb{H}$ 21,000 闸 利用交通機関 用交通機関 K ~ 欄は、 至 糠 \* 汇 「通学区間」 通学費補助 1) 通学方法等 11111111 圓 学区間 ( 7 国 ভ ďΠ \*

ĹŢ 田

0

町 か 日専用 た平 こ購入 Щ 4 ×

補助金交付申請額の算出 (5)

#

3屋代に係る<sup>4</sup> ]支払予定額

裕門

下宿

の實

1月当たりの 間借り代経動

**开**名

・間借先の住所、

下宿先

듄

いずれかに丸

間借り

万宿

,補助 ,宿方法等

實下

野

 $^{\circ}$ 

のる結  $\geq$ 1町村等からの で宿費等に係る 間助金等の受給 で額 (年額)  $\mathbb{E}$ 市下補子 ,000円 た  $\Box$  $\mathbb{E}$ 交付申請額 Kの額や1,0 米瀬切り裕  $\bowtie$ 田 羧 皿 量量 က 刔 X  $\mathbb{E}$ 月額超過額  $\widehat{\mathbf{I}}$  $^{\circ}$ \* Ė  $\mathbb{E}$ 控除額 **※** り 代 1月当たり の部屋代 額 (基本額)  $\mathbb{Z}$ 

 $\mathbb{E}$ 

ÜΕ

屋代

器

₩ 圧

理費

事代または管

包

した額 رد るである。 それ以外の者は10,000円と記入する 5,000円、それ以外の者は25,000円を1 「控除額」I欄には、生活保護費受給者は0円、そ「月額超過額」J欄には、生活保護費受給者は35,(記入すること。 を記入する - 2 **% %** 

7 俎

部屋代が明確でない場合 (部屋代・食費等の総計)

の1か月を有効期間とする定期乗車券の 有効期間が複数月の定期乗車券を購入したときは定期乗車券の額を有効期間月数で除 (土日を含む) 声 月当たりの定期乗車券の額の特定が困難な場合には、 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。 「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、1か月定期の購入であればその額を、こ た額(1円未満の端数切上げ)を記入すること。 また、平日専用の定期乗車券等、月によって額の変動が見込まれ、1月当たりの定期乗車券の額 額を記入すること。 「C (1) ×申請月数」D(K)欄は通学費(下宿費)に係る補助金の交付申請の基礎となる月

IJ D (K) 欄は通学費 (下宿費) に係る補助金の交付申請の基礎となる月数を乗じた額を記入する、

## 世帯状況申出書

<b>生生</b> 1.					職業	収入の	の状況	
生徒との続柄	氏	名	年齢	同居 別居	•	給与等又は事業	年金、失業給付等	摘要
♥ 2 NYL 11'1				刀1/凸	学校	収入 (年額)	の収入 (年額)	

上記のとおり相違ないことを申し出ます。

年 月 日

(申請者) 通学費等負担者 住所 氏名

- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。
  - 2 生計を同じくする者全員について、記載すること。
  - 3 「収入の状況」は、前年の収入(所得)の種類及び金額を記載すること。 ただし、申請時の収入(所得)が前年と著しく異なる場合には、当該事由の生じ たときから起算して向こう1年間の収入(所得)の種類及び金額(推計)を記載す ること。

## 世帯状況申出書

生徒との続柄	氏 名	年齢	同居別居	職業 ・ 学校	収入の 給与等又は事業 収入(年額)	の状況 年金、失業給付等 の収入(年額)	摘要
父	鈴木太郎	4 6	同居	会社員	給与(550万円)		
母	花子	4 4	同居	パート	給与(50万円)		
本人	二郎	1 6	同居	高校生			
兄	一郎	1 9	同居	大学生			
祖母	キク	7 2	同居	なし		遺族年金(60万円)	
00	佐藤ハナ	7 0	同居	なし			

上記のとおり相違ないことを申し出ます。

令和○年4月22日

(申請者)

通学費等負担者

住所 ○○郡○○町○丁目

氏名 鈴木太郎 📵

- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付申請書に添付すること。
  - 2 生計を同じくする者全員について、記載すること。
  - 3 「収入の状況」は、前年の収入(所得)の種類及び金額を記載すること。 ただし、申請時の収入(所得)が前年と著しく異なる場合には、当該事由の生じたときから起算して向こう1年間の収入(所得)の種類及び金額(推計)を記載すること。

## 高等学校生徒遠距離通学費等補助金変更承認申請書

年 月 日

様

(申請者)通学費等負担者住所氏名学校名生徒氏名

年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金について次のとおり申請内容に 変更がありましたので届け出ます。

## 1 変更内容

	学校名	住	所	通学 区間	通学距離	利用交通機関	1か月分 の定期乗 車券の額	1 か月分の 下宿・間借 り代(部屋 代)の額	その他
変更前							円	円	
変更後							円	円	

## 2 変更理由

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の変更承認を申請する場合に使用すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金変更承認申請書

✓ 公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて○ 令和○年 8月12日

北海道教育庁OO教育局長 様 北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

(申請者)

通学費等負担者

住所 〇郡〇町1条1丁目1番地

氏名 山 田 一 郎

学校名 北海道■高等学校

生徒氏名 山 田 次 郎

令和〇年度における高等学校生徒遠距離通学費等補助金について次のとおり申請内容 に変更がありましたので届け出ます。

## 1 変更内容

	学校名	住	所	通学 区間	通学距離	利用交通機関	1か月分 の定期乗 車券の額	1 か月分の 下宿・間借 り代(部屋 代)の額	その他
変更前		〇郡〇 2条3 目		<ul><li>○ 町</li><li>~ ■</li><li>高前</li></ul>		バス	円 28,000	円	
変更後		〇郡〇 1条1 目1番	1丁	○ 条 ~ ■ 高前		バス	円 30,000	円	

## 2 変更理由 住居の移転のため

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の変更承認を申請する場合に使用 すること。

年 月 日

様

(申請者) 通学費等負担者 住所 氏名

年 月 日付け教 第 号指令により補助金交付の決定を受けた高等学校生徒遠距離通学費等補助金の実績報告書を提出します。

なお、本補助事業の成果は次のとおりです。

[補助事業等の成果(実施結果)]

- ※ 補助事業等の成果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。
- 注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の実績報告をする場合に使用すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書

公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて

令和○年 3月31日

北海道教育庁○○教育局長 様 北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

(申請者) 通学費等負担者 住所 **〇郡〇町1条1丁目1番地** 氏名 山 田 一 郎 <sup></sup>

令和〇年6月〇日付け教改第〇〇号指令により補助金交付の決定を受けた高等学校生 徒遠距離通学費等補助金の実績報告書を提出します。

なお、本補助事業の成果は次のとおりです。

## [補助事業等の成果 (実施結果)]

本補助金により(通学又は下宿)に係る経済的負担が軽減され、修学機会の確保につながった。

- ※ 補助事業等の成果欄は、詳細かつ具体的に記載してください。
- 注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の実績報告をする場合に使用すること。

## ○ 通学費補助

1月当たりの 定期乗車券購 入額 (基本額)	控除額	月額超過額(A-B)	被 一 数	C × D	Eの合計	補助金精算額 ※Fの額を 1,000円未満 切り捨て	概算払受領済額	補助金領収未 済額 (G-H)	通学に使用する定期乗事券 の年間購入額	市町村等から の通学費に係 る補助金等の 受給額(年額)
A	В	С	D	Э	귀	G	Н	Ι	J	K
E	E	E	Н	臣	E	E	E	Æ	E	H
	10, 000									
<b>*</b>						81 <b>※</b>			თ <b>※</b>	

※1「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、月によって購入方法が異なる場合は、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券 を購入したときは定期額を有効月数で除した額を記入すること。 ※2「補助金精算額」G欄には、「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」J欄から「市町村からの通学費に係る補助金等の受給額(年額)」K欄を差し引いた額を

※3「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」J欄には、要領別記第5号様式「実績に係る資料」の「定期券の購入額」の合計額を転記すること。 限度として記載すること。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。



○ 通学費補助

ら孫	(i)	×	田			
市町村等から の通学費に係	る補助金等の受給額(年額)			0		
補助金領収未         通学に使用す           済額         る定期乗車券	の年間購入額 (注)3	J	Ħ	266,000		ო <b>※</b>
補助金領収未 済額	(H-9)	Ι	E	70,000		
概算払 受領済額		Н	E	000,96		
補助金精算額 ※Fの額を	1,000円未満 切り 緒て (注)2	Ŋ	E	166,000		87 <b>%</b>
Eの合計		口	E	166,000		
$C \times D$		山	日 000'96		34,000 円	
対象月数		D	日9	2月	2月	
月額超過額 (A-B)		C	10,000 円 16,000 円	10,000 円 18,000 円	10,000 用 17,000 用	
控除額		В	10,000 用	10,000 円	10,000 用	
1月当たりの定期乗事券購	入額 (基本額)	A	26,000 用	28,000 用	27,000 用	*

※1「1月当たりの定期乗車券購入額(基本額)」A欄には、月によって購入方法が異なる場合は、1か月定期の購入であればその額を、有効期間が複数月の定期乗車券 を購入したときは定期額を有効月数で除した額を記入すること。

※2「補助金精算額」G欄には、「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」」欄から「市町村からの通学費に係る補助金等の受給額(年額)」K欄を差し引いた額を 限度として記載すること。

※3「通学に使用する定期乗車券の年間購入額」J欄には、要領別記第5号様式「実績に係る資料」の「定期券の購入額」の合計額を転記すること。

注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。

## 下宿費補助 0

居住状況1月当たりの下宿・間借代経費(いずれかに丸印)(基本額)	ト宿・間借り先の住所・氏名	部屋代A	E	食事代または管理費等田	部屋代が明確
控除額	В	H		**	
月額超過額(A-B)	C	H		°° **	
年間家賃支払月数	D	A			
$C \times D$	E	H			
補助金精算額 ※Eの額を 1,000円未満 切り捨て	ፐ			თ <b>Ж</b>	
概算払受領済額	G	Ħ			
補助金領収 未済額 (F-G)	Н	H			
部屋代に係 る年間支払 額	I	E		** 4	
市町村等からの下宿費 等に係る補 助金等の受 船額 (年額)	J	H			

(部屋代・食

費等の総計)

 $\mathbb{E}$ 

「控除額」B欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。 「月額超過額」C欄は、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。 「補助金精算額」F欄には、「部屋代に係る年間支払合計額」I欄から「市町村からの下宿費等に係る補助金等の受給額(年額)」J欄を差し引いた額を限度として 記入すること。 % **%** 

※4 「部屋代に係る年間支払合計額」I欄は、添付資料の要領別記第6号様式「実績に係る資料」の「下宿・間借りにおける部屋代支払額」の合計額を転記すること。

この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。 洪



下宿費補助 0

居住状況 (下宿) 間借 (いずれかに丸印) 下宿・間借り先の 住所・氏名	1月当たりの 下宿・間借り 代経費 (基本額)	控除額 田	月額超過額 (A-B) C	年間家賃支払       月数       D       D	C × D	補助金精算額 ※Eの額を 1,000円未満 切り捨て	機算	補助金領収 未済額 (F-G)	部屋代に祭 る年間支払 額 I	が 女 R 日 日
参地■下宿品が深いの	32,000 用	10,000	22,000	1 2	264,000	264,000	132,000	132,000	387	384,000
光神道 ワんし	食事代または 管理費等 円 19,000	*	01 <b>%</b>			м <b>Ж</b>			*	<b>※</b> 4
	部屋代が明確 でない場合									

(部屋代・食 費等の総計) 注 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金実績報告書に添付すること。

<sup>「</sup>控除額」B欄には、生活保護費受給者は0円、それ以外の者は10,000円と記入すること。 ... %

<sup>「</sup>月額超過額」C欄は、生活保護費受給者は35,000円、それ以外の者は25,000円を限度とした額を記入すること。

<sup>「</sup>補助金精算額」F欄には、「部屋代に係る年間支払合計額」I欄から「市町村からの下宿費等に係る補助金等の受給額(年額)」J欄を差し引いた額を限度として 記入すること。 % **%** 

<sup>※4 「</sup>部屋代に係る年間支払合計額」1欄は、添付資料の要領別記第6号様式「実績に係る資料」の「下宿・間借りにおける部屋代支払額」の合計額を転記すること。

## 高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書

年 月 日

様

(申請者)通学費等負担者住所氏名倒

年 月 日付け教 第 号指令で交付の決定を受けた高等学校生徒 遠距離通学費等補助金について、概算払を受けたいので申請します。

記

1 補助金等交付決定額 金 円

2 既に概算払を受けた額 金 円

3 今回概算払申請額 金 円

(内訳)

今回概算払申請の通学 費又は下宿費の対象月	月分	月分	月分	月分	月分	月分
概算払申請額	円	円	円	円	円	円

4 申請の理由

概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	
概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	ĒΙ
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	円

- 注1 この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用すること。
  - 2 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費にあっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額とし、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とすること(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。
  - 3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書

向寺子仪工作歴史内 公立**高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて** 令和○年 7月10日

北海道教育庁○○教育局長 様

北海道教育委員会教育長

√ 私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

1か月定期 28.600円を毎月購入する場合(1月 当たり補助対象額は1万円を控除した18,600円) 1月当たり補助対象額18,600円×12月=223,200 円(交付決定額は千円未満切捨)

(申請者) 通学費等負担者 住所 〇郡〇町1条1丁目1番地

氏名 山田 一郎

令和○年6月○日付け教×第 × 号指令で交付の決定を受けた高等学校生徒遠距離 通学費等補助金について、概算払を受けたいので申請します。

記 1 補助金等交付決定額 223,000 金 2 既に概算払を受けた額 金 0

6月に補助交付申請 し、決定 7月概算払い申請、決 定

3 今回概算払申請額

円 金 72, 0 0 0

概算払時期は7月分ま で8月払い

(内訳)

今回概算払申請の通学 費又は下宿費の対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	月分	月分
概算払申請額	18, 000 円	18,000 円	18, 000 円	18,000 円	円	円

申請の理由

## 毎月の定期代に係る経済的負担を軽減したいため

概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	9月	10月	
概算払の申請予定額	田	円	円	18, 000 円	18, 000 円	
概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	11月	12月	1月	2月	3月	日日
概算払の申請予定額	18,000 円	18,000 円	18,000 円	18,000 円	18,000 円	126, 000 円

- この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用 すること。
  - 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費に あっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間 が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額 から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額と し、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とする と(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。
  - 3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書

北海道教育庁〇〇教育局長 様

北海道教育委員会教育長

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

通常(土日含む)の1か月定期券額28,600円となる区間 で、平日専用の1か月定期を毎月購入する場合(交付決定 は通常(土日含む)の1か月定期券額により行い、1月当 たり補助対象額は1万円を控除した18,600円。)

1月当たり補助対象額18,600円×12月=223,200円(交付決 定額は千円未満切捨)

情者)

学費等負担者

〇郡〇町1条1丁目1番地 山 田 一 郎

とけた高等学校生徒遠距離通

学費等棚の金につる **処昇払と又けたい少し中間しより**。

記

補助金等交付決定額

3 今回概算払申請額

2 既に概算払を受けた額

223,000 金

金 0

金 0 0 0 56,

6月に補助交付申請し、決定 7月概算払い申請、決定 概算払時期は7月分まで8月 払い

8月分以降は、定期券額が特 定できないため、改めて申請

(内訳)

今回概算払申請の通学 費又は下宿費の対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
概算払申請額	12,000 円	15, 000 円	14, 000 円	15, 000 円	円	円

申請の理由

## 毎月の定期代に係る経済的負担を軽減したいため

						_
概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	
概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	司
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	円

- この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用 すること。
  - 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費に あっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間 が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額 から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額と し、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とする と(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。
  - 3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。

高等学校生徒遠距離通学費等補助金概算払申請書

公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて

令和○年11月15日

北海道教育庁〇〇教育局長 様

北海道教育委員会教育長

〈 私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

通常(土日含む)の1か月定期券額28,600円となる区間 で、平日専用の1か月定期を毎月購入する場合(交付決定 は通常(土日含む)の1か月定期券額により行い、1月当 たり補助対象額は1万円を控除した18,600円。)

1月当たり補助対象額18,600円×12月=223,200円(交付決 定額は千円未満切捨)

者)

費等負担者

〇郡〇町1条1丁目1番地 山 田 一 郎

受けた高等学校生徒遠距離

通学費寺冊切並で

記

補助金等交付決定額

2 既に概算払を受けた額

3 今回概算払申請額

金 223, 000 56,<u>0</u>00 金

金 58, 000

(内訳)

6月に補助交付申請し、決定 7月概算払い申請、決定 概算払時期は7月分まで8月 払済、定期券額を特定できた 8月分から11月分まで申請 12月分以降は、定期券額が特 定できないため、改めて申請

今回概算払申請の通学 費又は下宿費の対象月	8月分	9月分	10月分	11月分	月分	月分
概 算 払 申 請 額	13,000 円	15, 000 円	15,000 円	15, 000 円	田	田

申請の理由

## 毎月の定期代に係る経済的負担を軽減したいため

						_
概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	
概算払申請予定の通学 費又は下宿費の対象月	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	計
概算払の申請予定時期	月	月	月	月	月	口
概算払の申請予定額	円	円	円	円	円	円

- この様式は、高等学校生徒遠距離通学費等補助金の概算払を申請する場合に使用 すること。
  - 3の内訳の「概算払申請額」欄及び5の「概算払の申請予定額」欄は、通学費に あっては1か月定期の購入であれば、その額から10,000円を控除した額、有効期間 が複数月の定期乗車券の購入であれば、定期乗車券の額を有効期間月数で除した額 から10,000円を控除した額、下宿費にあっては部屋代から10,000円を控除した額と し、それぞれ月ごとに千円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てた額とする と(3の今回概算払申請額は内訳の概算払申請額の合計額となること)。
  - 3 概算払の申請時点における実績に係る資料を添付すること。

### 所 得 証 明 願

年 月 日

市町村長 様

(申請者) 通学費等負担者 住所 氏名

納 税 者 住 所					
		年総所得額		控除対象の 配偶者及び 扶養親族の	扶養親族
氏 名	給与所得	給与所得以外の所得	計	は 技養親族の 合計数	16歳未満の合計数

上記のとおり証明します

月 年 日

市区町村長

印

- (注) 1 総所得金額は、給与所得と給与所得以外の所得に分けて記入してください。 2 給与所得については、給与所得控除後の金額を記入してください。 3 給与所得以外の所得については、基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額を記入してくだ さい。

別記第4号様式(8関係)

教×第 △ 号指令

(申請者)通学費等負担者住所 ○郡○町1条1丁目1番地氏名 山 田 一 郎

令和〇年4月×日に申請のあった高等学校生徒遠距離通学費等補助事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金21万6,000円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

令和○年6月×日

北海道教育委員会教育長 ○ ○ ○ □ □ (又は北海道教育庁○○教育局長 ○ ○ ○ ○)

1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額	完了期限
高等学校生徒遠距離通学費 等補助事業	336,000円	216,000円	令和××年××月××日

2 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、高等学校生徒遠距 離通学費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の 注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(略)

16 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に関係する書類等を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

( ○○課 ○○係)

通学費対象者用

実 績 に 係 る 資 料

年 月 日

学校名 生徒氏名 通学費等負担者

氏名

				<u> </u>	八石		
区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月当たりの (1か月定期券の ばその額、複数月 購入であれば定期 除した額)	を費負担額 購入であれ 分定期券の 額を月数で A	補助金 対象額 A-10,000
月				円		田	円
4月	~			円		円	円
5月				円		円	円
6月				円		円	円
7月				円		円	円
8月				円		円	円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計				円		円	円

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。

年 月 日

高等学校長

印

通学費補助の場合で6月に概算払申請書に添付して提出する場合(6月分まで定期券購入済み) X

記載例 別記第5号様式(9関係)

通学費対象者用

间

料 実 績 に 係 る 資

令和○年6月21日

◎◎高等学校 学校名

山田 二郎 生徒氏名

通学費等負担者

氏名 山田 一郎

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1 か月当たりの写 (1か月定期券の ばその額、複数月 購入であれば定期 除した額)	<b></b> 実費負担額 購入であれ 分定期券の 額を月数で A	補助金 対象額 A-10,000
月				円		円	円
4月	□町〜■高前 バス	O. 4. 8	○.4.8~○.5.7	28,600円		28,600円	18,600円
5月		O. 5. 8	○.5.8~○.6.7	28,600円		28,600円	18,600円
6月		O. 6. 8	○.6.8~○.7.7	28,600円		28,600円	18,600円
7月				円		円	円
8月				円		円	円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計				円 85,800		円 85,800	円 55,800

- 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支 (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の則月が(提出する月がの足効来早が贈入えば下担守即定に来 払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋 代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の 写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。
- (注) 2
- (注)3

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。 令和○年6月30日 高等学校長 北海 太郎 印

通学費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、7月分として定期券を購入後、

**提出** 別記第5号様式(9関係)

通学費対象者用

料 実 績 に 係 る 資

記載例

令和○年7月22日

学校名

◎◎高等学校

山田 二郎 生徒氏名

通学費等負担者

氏名

山田 一郎 间

区分	通学区間 • 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の購入額	1か月当たりの写 (1か月定期券の ばその額、複数月 購入であれば定期 除した額)	を費負担額 購入であれ 分定期券の 額を月数で A	補助金 対象額 A-10,000
月				円		円	円
4月	□町〜■高前 バス			円		円	円
5月				円		円	円
6月				円		円	円
7月		O. 7. 8	○.7.8∼○.8.7	28,600円		28,600円	18,600円
8月				円		円	円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計				円 28,600		円 28,600	18,600 円

- 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支 (注) 1 (概算払申請者の提出の際には、提出する月の削月が(提出する月カの足効米単分牌人をは下値寺印度に文 払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋 代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の 写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。
- (注) 2
- (注)3

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。 令和○年7月31日 高等学校長 北海 太郎 印

通学費補助の場合で6月に概算払申請書に添付して提出する場合(7月分まで定期券購入済み) X

記載例

別記第5号様式(9関係)

通学費対象者用

料 実 績 に 係 る 資

令和○年6月21日

学校名 生徒氏名

◎◎高等学校 山田 二郎

通学費等負担者

氏名

山田 一郎 间

区分	通学区間 • 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月当たりの写 (1か月定期券の ばその額、複数月 購入であれば定期 除した額)	購入であれ 分定期券の	補助金 対象額 A-10,000
月				円		円	円
4月	□町〜■高前 バス	O. 4. 8	○.4.8~○.5.7	28,600円		28,600円	18,600 円
5月		O. 5. 8	○.5.8~○.8.7 (○.5.8~○.6.7)	78,000円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
6月			(0.6.8~0.7.7)	円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
7月				円		円	円
8月				円		円	円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計				円 106,600		円 80,600	50,600 円

概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支 (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の則月が(提出する月がの足効来早が贈入えば下担守即定に来 払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋 代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の 写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

(注) 2

(注)3

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。 令和○年6月30日 高等学校長 北海 太郎 印

通学費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、7月分(3か月定期券購入済み)

(9関係)

通学費対象者用

料 実 績 に 係 る 資

令和○年7月22日

学校名

◎◎高等学校 山田 二郎

生徒氏名 通学費等負担者

氏名

山田 一郎 间

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の購入額	1か月当たりの写 (1か月定期券の ばその額、複数月 購入であれば定期 除した額)	度費負担額 購入であれ 分定期券の 額を月数で A	補助金 対象額 A-10,000
月				円		円	円
4月	□町〜■高前 バス			円		円	円
5月				円		円	円
6月				円		円	円
7月		O. 5. 8	○.5.8~○.8.7 (○.7.8~○.8.7)	78,000円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
8月				円		円	円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計				円 78,000		円 26,000	円 16,000

概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支 (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の則月が(提出する月がの足効来早が贈入えば下担守即定に来 払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋 代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の 写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

(注) 2

(注)3

学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。\_\_\_\_\_ 令和○年7月31日 高等学校長 北海 太郎 印

通学費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、有効期間が7月中途から始まる よる7月に通学実態がなく8月から通学開始、その後、新たに購入した有効期間が8月る定期乗車券による8月に通学実態がある場合

別記第5号様式(9関係)
--------------

記載例

通学費対象者用

績 1 係 る 資 料 実

令和○年8月27日

学校名

◎◎高等学校

生徒氏名 通学費等負担者

山田 二郎

氏名

(A) 一郎 山田

区分	通学区間• 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1か月あたりの実費負担 (1か月定期券の購入で ばその額、複数月分定期 購入であれば定期額を月 除した額)	!額あ券数 A	補助金 対象額 A-10,000
月				円		円	円
4月	□町〜■高前 バス			円		円	円
5月				円		円	円
6月				円		円	円
<del>7</del> 月 8		O. 7. 24	○.7.25~○.8.24	28,600円	28,600	) 円	18,600 円
8月		O. 8. 24	○.8.25~○.9.24	28,600円	28,600	) 円	18,600 円
9月				円		円	円
10月				円		円	円
11月				円		円	円
12月				円		円	円
1月				円		円	円
2月				円		円	円
3月				円		円	円
合計				円 57,200	57,2	00円	37,200

- 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため出ませて係る補助会は支給出来ませくので注意願います。
- (注)3 め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

## 学校記載欄

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。 令和○年8月31日 高等学校長 北海 太郎 印

通学費補助の場合で利用交通機関が複数あり、3月末に実績報告書を提出する場合 X (有効期間が3月中途から4月中途までの定期乗車券で3月中に通学実績がある場合)

別記第5号様式(9関係)

記載例

通学費対象者用

料 実 績 に 係 る 資

令和○年3月31日

学校名

◎◎高等学校

生徒氏名

山田 二郎

通学費等負担者

氏名

山田 一郎

印

区分	通学区間・ 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1 か月あたりの実 (1か月定期券の則 ばその額、複数月 の購入であれば気 数で除した額)	購入であれ 分定期券	補助金 対象額 A-10,000
月						円.	円
4月	<ul><li>○○駅~■駅</li></ul>	0.4.6 0.4.6	○.4.7~○.5.6 ○.4.7~○.5.6	8,600円 15,400円		8,600円 15,400円	14,000 円
5月	JR ■駅~■校前	0.5.6 0.5.6	○.5.7~○.6.6 ○.5.7~○.6.6	8,600円 15,400円			14,000 円
6月	バス	<u>0.6.6</u> 0.6.6	○.6.7~○.7.6 ○.6.7~○.7.6	8,600円 15,400円			14,000 円
7月		0.7.6 0.7.6	○.7.7~○.8.6 ○.7.7~○.8.6	8,600円 15,400円			14,000 円
8月		○.8.20	○.8.20~○.11.19 (○.8.20~○.9.19) ○.8.20~○.11.19	24,000円	24,000÷3=	8,000円	12,400 円
		0.8.20	$\bigcirc$ 8.20 $\sim$ 0.11.19 ( $\bigcirc$ 8.20 $\sim$ 0.9.19)	43,200円	43,200÷3=	14,400円	
9月			( <u>0.9.20</u> ~ <u>0.10.19</u> ) ( <u>0.9.20</u> ~ <u>0.10.19</u> )	円_	24,000 ÷ 3= 43,200 ÷ 3=	8,000円 14,400円	12,400 円
10月			( <u>0.10.20</u> ~ <u>0.11.19</u> ) ( <u>0.10.20</u> ~ <u>0.11.19</u> )		24,000 ÷ 3= 43,200 ÷ 3=		12,400 円
11月		0.11.20 0.11.20	○.11.20~○.12.19 ○.11.20~○.12.19	8,600円 15,400円		8,600円 15,400円	14,000 円
12月		購入せず				円.	円
1月		0.1.14 0.1.14	○.1.15~○. 2.14 ○.1.15~○. 2.14	8,600円 15,400円		8,600円 15,400円	14,000 円
2月		<u>0.2.14</u> 0.2.14	○.2.15~○. 3.14 ○.2.15~○. 3.14	8,600円 15,400円		8,600円 15,400円	14,000 円
3月		0.3.14 0.3.14	○.3.15~○. 4.14 ○.3.15~○. 4.14	8,600円 15,400円		8,600円 15,400円	14,000 円
合計				円 259,200		円 259,200	円 149,200

概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実持な特殊の表しては、年間分(4月~7月月分)は金融画)。 (注) 1

写しまたは領収書の写しを添付してください (提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないた (注)3 め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。 令和○年3月31日 高等学校長 北海 太郎 <table-cell>

通学費補助の場合で定期乗車券の有効期間が3月中途から4月中途までとなっているが、3月中に X 通学実態がなく、3月末に実績報告書を提出する場合(4月に通学実態あり)

別記第5号様式(9関係)

## 記載例

通学費対象者用

料 実 績 に 係 る 資

> 令和○年3月31日 ◎◎高等学校

学校名

生徒氏名 山田 二郎

通学費等負担者

间 氏名 山田 一郎

区分	通学区間• 利用交通機関	定期券 購入月日	定期券の 有効期間	定期券の 購入額	1 か月あたりの写 (1か月 定期券の ばその額、複数月 購入であれば定期 除した額)	購入であれ 分定期券の	補助金 対象額 A-10,000
月						1 	
4月	■町〜■高前 バス	O. 4. 8	0.4.8~0.7.7 (0.4.8~0.5.7)	78,000円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
5月			(0.5.8~0.6.7)	円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
6 月			(0.6.8~0.7.7)	円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
7月		O. 7. 7	○.7.8~○.8.7	28,000円		28,000円	18,000 円
8月		O. 8. 22	○.8.22~○.9.21	28,000円		28,000円	18,000 円
9月		O. 9. 21	○.9.22~○.12.21 (○.9.22~○.10.21)	78,000円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
10月			(0.10.22~0.11.21)	円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
11月			(0.11.22~0.12.21)	円	78,000÷3月=	26,000円	16,000 円
12月		購入せず		円		 	
1月		O. 1. 21	○.1.21~○.3.20 (○.1.21~○.2.20)	54,000円	54,000÷2月=	27,000円	17,000 円
2月			(○.2.21∼○.3.20)	円	54,000÷2月=	27,000円	17,000 円
3月		O. 3. 24	○.3.25~○.4.24	(28,000 円头	— 合計には含め ないこと	円	翌年度分の 申請へ
合計				266,000円		円 266,000	円 166,000

概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添けき節います。 (注) 1

(注)2

(注)3 め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

上記生徒について、記載のあった定期券の有効期間の始まりから1か月(有効期間が月の中途から始まる場合は、 月の中途から当該月末まで)ごとの期間において、通学したことを確認した。 令和○年3月31日 高等学校長 北海 太郎 印

下宿費対象者用

実 績 12 係 る 資 料

> 年 日 月

学校名 生徒氏名 通学費等負担者

氏 名

(A)

区分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1 か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000
4月	下宿・間借り (いずれかに丸印)		円	円
5月	下宿先・間借り先の		円	円
6月	住所・家主氏名		円	円
7月			円	円
8月			円	円
9月			円	円
10月			円	円
11月			Н	円
12月			円	円
1月			円	円
2月			円	円
3月			円	円
合計			円	円

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。
  (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。
  (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

### 学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。

年 月 日 高等学校長

印

下宿費補助の場合で6月に概算払申請書に添付して提出する場合(6月分まで部屋代支払済み)

別記第6号様式(9関係)

下宿費対象者用

実 績 1 係 る 資 料

令和○年6月21日

学校名

◎◎高等学校

生徒氏名

山田 二郎

通学費等負担者

氏 名

山田 一郎 印

区分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1 か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000(注)5
4月	下宿・間借り (いずれかに丸印)	O. 4. 5	32,000 円	22,000 円
5月	下宿先・間借り先の	O. 4. 30	32,000 円	22,000 円
6月	住所・家主氏名	○. 5. 30	32,000 円	22,000 円
7月	■市1条1丁目1番 地 ■下宿		円	
8月	北海道 ひろし		円	
9月	1に体現 0.9 し		円	
10月			円	
11月			円	
12月			円	
1月			円	
2月			円	
3月			円	
合計			96,000 円	66,000 円

- 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該日に係る補助会は表給出来ませくので注意際います。
- (注)3 め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。 令和○年 6月30日

■高等学校長 北海 太郎 印 下宿費補助の場合で6月分まで概算払申請書に添付して提出済み、7月分部屋代支払後、提出

別記第6号様式(9関係)

下宿費対象者用

実 績 1 係 る 資 料

令和○年7月22日

学校名

氏 名

◎◎高等学校

生徒氏名

山田 二郎

通学費等負担者

山田 一郎 印

区分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1 か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000(注)5
4月	下宿・間借り (いずれかに丸印)		円	円
5月	下宿先・間借り先の		円	円
6月	住所・家主氏名		円	円
7月	■市1条1丁目1番 地 ■下宿	0.6.29	32,000 円	22,000 円
8月	_ , ,,,		円	円
9月	北海道 ひろし		円	円
10月			円	円
11月			円	円
12月			円	円
1月			円	円
2月			円	円
3月			円	円
合計			32,000 円	22,000 円

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該日に係る補助会は支給出来ませんので注意願います。
- め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。

令和○年 7月31日

印 ■高等学校長 北海 太郎

## 下宿費補助の場合で3月末に実績報告書を提出する場合

別記第6号様式(9関係)

下宿費対象者用

実 績 1 係 る 資 料

令和○年3月31日

学校名 生徒氏名 ◎◎高等学校

通学費等負担者

山田 二郎

氏 名

山田 一郎 🗊

区分	下宿・間借りの状況	下宿・間借り代支払年月日	1 か月あたりの実費負担額 (下宿・間借りにおける 部屋代支払額) A	補助金対象額 A-10,000(注)4
4月	下宿・間借り (いずれかに丸印)	O. 4. 5	32,000 円	22,000 円
5月	下宿先・間借り先の	O. 4.30	32,000 円	22,000 円
6月	住所・家主氏名	O. 5.30	32,000 円	22,000 円
7月	■市1条1丁目1番 地 ■下宿	O. 6.29	32,000 円	22,000 円
8月	_ ( )	O. 7.30	32,000 円	22,000 円
9月	北海道 ひろし	O. 8.31	32,000 円	22,000 円
10月		O. 9.30	32,000 円	22,000 円
11月		O. 10.30	32,000 円	22,000 円
12月		O. 11. 30	32,000 円	22,000 円
1月		O. 12.26	32,000 円	22,000 円
2月		O. 1.29	32,000 円	22,000 円
3月		O. 2.28	32,000 円	22,000 円
合計			384,000 円	264,000 円

- (注) 1 概算払申請書の提出の際には、提出する月の前月分(提出する月分の定期乗車券購入又は下宿等部屋代支払済の場合にあっては提出する月分)までの内容を記載し、当該期間における購入済定期券の写し又は部屋代領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 (注) 2 実績報告書の提出の際には、年間分(4月~3月分)について記載し、当該期間における購入済定期券の写しまたは領収書の写しを添付してください(提出済分は省略可)。 (注) 3 定期券の写しまたは部屋代領収書の写し添付されない月分がある場合は、実費負担額の確認が出来ないため当該日に係る補助会は支給出来ませんので注意願います。
- め当該月に係る補助金は支給出来ませんので注意願います。

## 学校記載欄

上記生徒について、記載のあったそれぞれの月において、通学したことを確認した。

令和○年3月31日

印 ■高等学校長 北海 太郎

別記第9号様式(15関係)

口 座 振 替 申 出 書

年 月 日

様

 通学費等負担者 住 所

 氏 名

 電話番号 ( )

下記のとおり高等学校生徒遠距離通学費等補助金の口座振替を申請します。

	振込先金融機関			金融機関名	本店・支店名
振	預 金	種	別	普)	<b>通</b> 預 金
込				当	座 預 金
先				討	亥当するものに○印を付してください。
口	預 金 口	座 番	号		
座					
	フリ	ガ	ナ		
	口 座 名	義	人		

(注) 「(株) ゆうちょ銀行」を指定する場合は、ゆうちょ銀行・郵便局窓口において 郵便貯金通帳の「銀行使用欄」に追加記載される「他金融機関からの振込用店名・ 預金種目・口座番号」を記載願います。 別記第9号様式(15関係)

## 口 座 振 替 申 出 書

令和○年 4月22日

公立高校生徒は北海道教育庁(管内名)教育局長あて 北海道教育庁〇〇教育局長 北海道教育委員会教育長 様

私立高校生徒は北海道教育委員会教育長あて

通学費等負担者 住 所 ○郡○町1条1丁目1番地

氏 名 山 田 一 郎 E 電話番号 @@@ (@@) @@@@

下記のとおり高等学校生徒遠距離通学費等補助金の口座振替を申請します。

		金融機関名	本店・支店名
	振込先金融機関	○○農協	○○支店
振	預 金 種 別	j j	通 預 金
込		当	<b>室</b> 預 金
先		討	3当するものに○印を付してください。
口	預金口座番号		
座		\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	
	フリガナ		
		ヤマダ イチロウ	
	口 座 名 義 人		
	/山田 一郎		

(注)「(株)ゆうちょ銀行」を指定する場合は、ゆうちょ銀行・郵便局窓口において 郵便貯金通帳の「銀行使用欄」に追加記載される「他金融機関からの振込用店名・ 預金種目・口座番号」を記載願います。

口座名義人は通学費等負担者としてください。

別記様式

表面

年 月 日

# 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

## 北海道教育委員会教育長 様

次の者は生徒在学中において、北海道教育庁学校教育局高校教育課が所管する次に掲げる該当事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な課税情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事	事務	【該当する事務にチェック	クすること。】							
	①高等等	学校等就学支援金								
	②北海道公立高校生等奨学給付金									
	③北海道立高等学校授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料の免除及び徴収猶予									
	□ ④北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付									
		直立高等学校等学で								
	⑥高等学校生徒遠距離通学費等補助金									
1申請者	ŕ									
   学校 <b> </b>		名称								
子仅	種類	・課程・学科								
生徒	学年• 🤋	クラス、出席番号								
土炬	氏名	(ふりがな)								
2 同意者	ŕ									
		続柄								
	氏名	(ふりがな)								
同意者 保護者等		生年月日								
		住所								
		性別								
		続柄								
	氏名	(ふりがな)								
同意者 保護者等		生年月日								
		住所								
		性別								

注)

個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を併せて提出してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 個人番号カード(写)等貼付台紙

<b></b>	学年・クラス、出席番号	
生徒	氏名(ふりがな)	

※下記番号確認書類のうちいずれかを提出してください。

<ul><li>①個人番号カード</li><li>②個人番号が記載</li></ul>	ードの写	し(個 <i>)</i> 民票の'	人番号詞 写し等	記載面 <i>0</i> (貼付)	つ写し)	二本書に	添えて			さい。)		
個人番号提供者氏名	続柄				1	固人番	号(マ	イナン	(バー)			

# 記載例

年 月 日

# 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

## 北海道教育委員会教育長 様

次の者は生徒在学中において、北海道教育庁学校教育局高校教育課が所管する次に掲げる該当事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な課税情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当	事務【該当する事務にチェック	クすること。】	7 のML-中=+ナ74 のだナ7 H A						
	①高等学校等就学支援金		- その他に申請するものがある場合 - は、該当する事務にチェック						
	②北海道公立高校生等獎等								
	③北海道立高等学校授業料		、寄宿舎使用料及び通信教育受講料の免除及び徴収猶予						
	④北海道公立高等学校定時	- 寺制課程及び通信	制課程生徒学資金貸付						
	⑤北海道立高等学校等学び	が直し支援金 かんしょ しゅうしょ しょうしょ しょうしょ しょく かんしょ しょく かんしょ しょく かんしょく しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゃ しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり し							
$\square$	⑥高等学校生徒遠距離通常	学費等補助金							
1申請	者								
学校	名称		◎◎高等学校						
于仅	種類・課程・学科		全日制						
生徒	学年・クラス、出席番号		1年□組□番						
土促	氏名(ふりがな)		****** 如ウ 北海 太郎						
2 同意	者 ◆ いる場	:収入のある者が3: 合は、複数枚に分							
	続柄								
同意者	氏名 (ふりがな)		キッカイ ジロウ 北海 次郎						
保護者等	生年月日	昭和□年□月□日							
	住所	北海道□□市1条2丁目							
	性別	男							
	続柄 	母							
回去水	氏名 (ふりがな)	たりカイ ハナコ 北海 花子							
同意者 保護者等	生年月日		昭和□年□月□日						
	住所		北海道□□市1条2丁目						

注)

個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を併せて提出してください。

※学校受付日 年 月 日

女

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

性別

# 記載例

# 個人番号カード (写) 等貼付台紙

	学年・クラス、出席番号	1年□組□番
生徒	氏名 (ふりがな)	#yカイ 知ウ 北海 太郎

- ※下記番号確認書類のうちいずれかを提出してください。
  - ①個人番号カードの写し(カバーを外し、表面及び裏面の写し)
  - ②個人番号通知カードの写し (個人番号記載面の写し)
  - ③個人番号が記載された住民票の写し等(貼付けせずに本書に添えて提出してください。)

表面で個人番号利用に同意した方 の個人番号カード等の写しを貼付 ※2名いる場合、2名分貼付







個人番号提供者氏名	続柄				1	固人番·	号 (マ	イナン	バー)				
北海 次郎	父	0											
北海 花子	母	0											

	給 与 等 支	払証	明書
1 就	職者の氏名		
2 就	職者の住所		
3 給-	与等支払総額		円
① 所	養親族数 得税法上の控除対象の配偶者及び扶養親族 歳未満の扶養親族 +②	(16歳以.	上) <u>人</u> 人 人
年月日	給与等支払額(除く通勤手当額)	年月日	給与等支払額(除く通勤手当額)
1月		<sup>年</sup> 7月	
2月		8月	
3月		9月	
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
賞与		燃料 手当等	
上記の	とおり証明する		
	年 月 日		
	事業	所 名	
	代表者聆	哉・氏名	

**備考**: (1)給与等支払欄については、通勤手当以外の全ての給与等(給料、賞与及び燃料手当等)を記入してください。

# 家賃納付証明書

居	住	者	氏	名								
契	住	宅 0	)種	類	下	宿	•		間借り	(U)	ずれか	7に(日)
約					月客	頂				家賃	等	・食費を含む。(下宿)
の	家	賃	Ę	等					円	の内	容	・食費光熱費を含まない。
内					上記金額は	こは、共益	費・駐耳	車場代を	含まない。			・光熱費のみ含む。
容					上記の智	質のうき	5食費	光熱費	等を含め	かない	部屋代	月額
												円
領	金			額		(		年		月分)		円
収	納	付左	F 月			年		月				
額	納	付	方	法	• □座5	別落し	• □座	拯振込	・持参払	7 .	その	也( )
-	上記	のと	おり	家賃	等が納付	すされた	きことを	を証明	する。			
			年		月							
						住宅0	)貸主	(家主	)			
								氏	名			ЕD

※本様式は、家賃の支払いが口座からの引き落としなどのため領収書が発行されない場合に、支払い額 を確認するために使用する。

# 家賃納付証明書

居	住	者	氏	名		புர	<b></b> 五	上郎								
契	住	宅 0	)種	類		宿		•		間	借り	(いす	゛れた	)に(	○ED)	
約					月	額						家賃	等	<b>O</b> 1	食費を含む。(下宿)	
の	家	賃	Ē	等		5	3,0	0 0		円		の内	容	• 1	食費光熱費を含まない。	
内					上記金額	質には、	共益費	፟፟፟፟፟ ● 縣主	車場代	を含	まない。			• 3	光熱費のみ含む。	
容					上記の	)額の	うち	食費:	光熱	費等	を含め	ない音	『屋付	け月額	額	
												35,	0 0	0	円	
領	金			額		(=	令和	0	年	4	月分)	5	3,0	0 (	) 円	
収	納	付与	月		令和	0	年	4	月		3 🗎					
額	納	付	方	法		 至引落			逐振辽	<u>.</u>	持参払	•	その	他(	(	)
-	上記	のと	おり	家賃	等が終	付さ	れた	: ح	を証	明す	る。					
1	令和	○年	4.	月1	0 🖯											
						住	宅の	貸主	(家	主)						
									氏		名	北海	ラ ス	郎	ED	

※本様式は、家賃の支払いが口座からの引き落としなどのため領収書が発行されない場合に、支払い額 を確認するために使用する。

# 参考様式第6号

# 申 立 書

( ) について、私どもは生計が同一にあり、事実上、 共同して通学費等を負担し、扶養していることを申し立てます。

年 月 日

申立者

住所

氏名

印

印

- 注) カッコ内は生徒の続柄及び氏名を記入してください。
  - ※ 本様式は通学費等を負担している者と所得税法における生徒の扶養者が異なる場合、 両者の生計が同一で、事実上共同して、生徒の通学費等を負担し、扶養している場合に 提出してください。

# 申 立 書

( 次男 佐藤 二郎 )について、私どもは生計が同一にあり、事実上、 共同して通学費等を負担し、扶養していることを申し立てます。

令和〇年4月22日

申立者

住所 〇〇郡〇〇町〇〇178番地

氏名 佐藤 太郎

(FII)

佐藤 花子

(FII)

- 注) カッコ内は生徒の続柄及び氏名を記入してください。
  - ※ 本様式は通学費等を負担している者と所得税法における生徒の扶養者が異なる場合、 両者の生計が同一で、事実上共同して、生徒の通学費等を負担し、扶養している場合に 提出してください。

# 家賃負担状況等申立書

1 生徒と同居している者

	生徒との続柄	氏名	年齢	職業・学校
1				
2				
	•		•	

	2										
2 (1	家賃の )家賃	負担状況等 (部屋代)		月額		円		·			
(2	2) 家賃	の負担状況等									
	E	申請者が負担し	てし	る							
	•	個々に係る部屋	量代		できる	: 生徒分 同居者 1	(	円)	• 同居者 2	(	円)
				□ 区分	できな	L1					
		申請者と同居者	ずがき	共同で負担	望してい	1る					
		負担額		申請者 同居者		円) 円)	• 同居者 2	(	円)	1	
		申請者との生計関	係		である	□ 独立し	している				
		個々に係る部屋	置代		できる	: 生徒分 同居者 1	(	円)	• 同居者 2	(	円)
				□ 区分	できな	L1					
		司居者が負担し	てし	る							
		申請者との生計関	係		である	□ 独立し	している				
		個々に係る部屋	量代		できる	: 生徒分 同居者 1	(	円)	• 同居者 2	(	円)
				□ 区分	できな	L١					
	-	上記のとおり相	遺れ	まいことで	を申し出	出ます。					
		年	Ē	月 日	3	申請者	住所				
							氏名				ED
							レハコ				Γħ
						同居者1	住所				
							氏名				EП

- 注) 1 家賃の負担状況等について、該当する□にしを付し、必要事項を記入願います。 2 家賃は食費・光熱費等を含めない部屋代を対象とします。

同居者 2 住所

氏名

ЕD

## 記載例

# 家賃負担状況等申立書

# 1 生徒と同居している者

	生徒との続柄	氏名	年齢	職業・学校
1	兄	佐藤 一郎	24	会社員
2				

000 円

(1)	家賃	(部屋代)	月額	60,

(2) 家賃の負担状況等

次員の発圧状がは							
申請者が負担している							
■ 個々に係る部屋代	□ 区分できる:生徒分 ( 円) 同居者1 ( 円)・同居者2 (	円)					
	区分できない						
□ 申請者と同居者が共同で負担している							
■ 負担額	申請者 ( 円) 同居者 1 ( 円)・同居者 2 ( 円)						
■ 申請者との生計関係	□ 同一である □ 独立している						
■ 個々に係る部屋代	□ 区分できる:生徒分 ( 円) 同居者1 ( 円)・同居者2 (	円)					
	□ 区分できない						
■ 申請者との生計関係	□ 同一である □ 独立している						
■ 個々に係る部屋代	□ 区分できる:生徒分 ( 円) 同居者1 ( 円)・同居者2 (	円)					
	□ 区分できない						

上記のとおり相違ないことを申し出ます。

$\Delta$ IN $\bigcirc$ T	4 🗆 0 0 🗆	
令和○年	4 A Z Z H	

申請者 住所 ○○郡○○町○○178番地

氏名 佐藤 太郎

(ED)

同居者 1 住所 ○○市○○丁目45番地

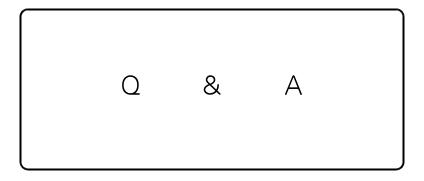
氏名 佐藤 一郎

(ED)

同居者 2 住所

氏名 印

- 注) 1 家賃の負担状況等について、該当する□にレを付し、必要事項を記入願います。
  - 2 家賃は食費・光熱費等を含めない部屋代を対象とします。



## 1 補助対象要件について

 $\cap$  1

道立高校の募集停止に伴い、居住している市町村から公立高校がなくなり、他の市町村の高校に修学した場合に補助対象となるが、募集停止した高校が市町村へ移管された場合、又は、募集停止した後に市町村立高校が開校された場合、補助はどうなるのか。

#### A 1

この補助制度では、募集停止した高校が市町村へ移管された場合、又は募集停止した後に市町村立高校が開校した場合、居住している市町村に公立高校が所在することとなるため、補助対象とはならなくなります。

この場合、公立高校の有無のみで判断し、学科は問いません。

また、補助期間については、募集停止の前年度に中学生であった生徒が、市町村移 管前又市町村立高校開校前に高校へ入学する場合は、卒業するまで対象となりますが、 市町村移管又は市町村立高校開校以降に高校へ入学する場合は、公立高校が所在して いるため、入学時点から対象とはなりません。

### 0.2

交付申請時に通学費等負担者が単身赴任で他市町村に居住している場合や、交付決定後に通学費等負担者が転勤等で募集停止市町村から他市町村に転居した場合は補助の対象となるか。

#### A 2

通学費等負担者が都合により募集停止市町村から住居を移転している場合でも、生徒に通学等の実態があれば補助の対象となります。

## Q 3

もともと募集停止校に進学希望していなかった生徒も補助の対象になるのか。

#### АЗ

道立高校の募集停止により居住市町村に高校がなくなった場合で、他の高校に修学し遠距離通学等となった生徒は補助の対象となります。

#### Q 4

募集停止校と異なる通学区域に所在する普通科高校に進学した生徒は補助の対象となるか。

また、異なる通学区域に所在する職業学科や総合学科校の高校に進学した場合は補助の対象となるか。

#### A 4

この補助制度は募集停止校が所在する市町村と同じ通学区域に所在する高校に修学した生徒を補助の対象とすることとしており、異なる通学区域に所在する普通科高校に修学した場合は補助の対象とはなりません。

また、総合学科校や職業学科校については出願は全道どこへでも出来ますが、上記と同様に通学区域が異なる高校へ進学した場合は補助の対象とはなりません。

なお、この場合の通学区域の範囲とは、職業学科や総合学科校の募集停止であっても、普通科における通学区域をいいます。

## Q 5

寄宿舎や寮の入寮者も補助対象となるか。

### A 5

学校設置者が運営している寄宿舎や寮については、下宿費の補助の対象となりますが、その部屋代が10,000円を超えないと補助額は発生しません。

全日制・定時制併置校や普通科・職業科併置校において、定時制課程のみ募集停止、 または職業科のみ閉科となった場合なども補助の対象となるか。

A 6

定時制課程、職業科も含め、学校自体が募集停止になった場合に補助の対象となります。

Q 7

親の送迎は対象となるのか。

Δ7

今回の補助金制度は、公共交通機関を利用して通学費を実費負担している生徒の保護者に対し補助金を支給することとしており、保護者による自家用車送迎は補助の対象とはなりません。

Q 8

下宿先から高校までの交通費がかかる場合など、通学費と下宿費の両方の補助が支給されることもあるか。

A 8

通学費と下宿費の双方それぞれについて10,000円以上の実費負担があれば、併給は可能です。

Q 9

下宿する場合の進学先の限定はあるか。

A 9

1 学年 4 学級以上の高校のある近隣の市町の高校に限らず、募集停止校が所在する市町村と同じ通学区域内の高校に修学し、下宿した場合は補助の対象となります。

なお、募集停止校が職業学科であり、同じ通学区域内に同一学科の高校がない場合は、通学区域外の高校の同一学科に修学した場合も補助の対象となります。

この場合の通学区域の範囲とは、職業学科や総合学科校の募集停止であっても、普通科における通学区域をいいます。

Q10

北海道が行う他の補助金とはどのようなものがあるのか。

A 10

通学費については、アイヌ生活向上推進事業の高等学校通学費補助金がありますが、 どちらの補助金を受給するかは通学費等負担者の判断に委ねるところです。

011

平成19年度以前に募集停止で高校が無くなった市町村から通学している生徒は対象にならないのか。

A 11

平成20年度以降の高校配置計画において道立高校が募集停止となり、居住市町村に高校がなくなった場合を対象とするため、平成19年度以前の募集停止校所在市町村の生徒は補助の対象となりません。

1 学年 4 学級以上の高校のある近隣の市町にある高校に修学しないと補助の対象とならないのか。たとえば、当該市町の手前にある高校に進学した場合はどうなるのか。 A 12

原則として募集停止校が所在していた市町村と同じ通学区域内の高校に修学すれば補助の対象となります。

補助額算定に当たっての限度額が、1学年4学級以上の高校のある近隣の市町にある高校までということであり、補助の対象となる高校の通学区域は限定していますが、通学区域内であれば高校を限定するものではありません。

ただし、結果的に1か月の実費負担額が控除額である10,000円を超えないと補助額が発生しません。

### Q 13

普通科高校の募集停止により農業高校に進学した場合は補助の対象となるか。 また、職業学校の募集停止により普通科高校に進学した場合はどうか。

#### A 13

補助の対象となる進学先の高校の学科については、募集停止校と同じ学科の高校に限定するものではありません。

また、職業学科校の募集停止の場合、1学年4学級以上の規模の高校のある近隣の 市町に同一学科の高校が所在しないため、当該市町より遠方にある同じ通学区域の同 一学科の高校に進学した場合は、当該高校までの通学費を補助することとしています (手引きの具体事例参照)。

なお、この場合の通学区域の範囲とは、職業学科や総合学科校の募集停止であって も、普通科における通学区域をいいます。

## Q 14

定期は購入したが月の初日から末日まで1日も通学しなかった場合の取扱いは。 A14

本補助金は実費負担をして通学していることに対して補助するものであることから、定期乗車券の有効期間中に1度も登校した日がない場合は、その期間は補助の対象とはなりません。

## Q 15

部活動や講習、模擬試験で登校した場合も通学とみなすのか。

## A 15

補習授業などで登校した場合や夏季及び冬季休業期間中の部活動や模擬試験のために登校した場合でも、定期乗車券を購入し、実費負担の確認ができれば、通学しているものとみなし、補助の対象となります。

公共交通機関のほかにPTAなどがバス会社と委託契約を締結し運行しているスクールバスを利用して通学している場合は補助の対象となるか。

## A 16

バス会社とPTAなどの間で正式に委託契約を締結し、定期券等が発行され、実費負担額が確認が出来るのであれば、公共交通機関に準じたものとみなし、補助の対象となります。なお、こうしたバス運行の場合、定期券等の発行がなされないことも見込まれることから、その場合であっても、乗車区間や利用期間及びそれらに係る支払額が確認できるときは、公共交通機関の利用とみなすとともに、その支払額を定期券購入経費とみなし、補助の対象となります。

#### 017

バス等の委託運行により通学しているが定期券等の発行がない場合、申請時等に 提出させる書類はどのようなものか。

#### A 17

バス会社等との正式な契約がなされ、バス等の利用に係る期間や区間、それらに対する実費負担額が確認できることが補助の要件となることから、交付申請においては①運行契約書の写し、②支払いの対象となる乗車区間及び利用期間がわかる書類、③支払額に係る領収書を、概算申請及び実績報告においては②及び③を添付することになります。

## Q18

夏休み直前で定期の有効期間が満了となり、それ以降1週間程度は回数券で通学したが、その期間分は補助の対象となるか。またタクシー利用者は補助の対象となるか。A18

本補助制度は、定期乗車券を購入し、その実費負担が確認出来る場合に補助を行うことしていることから、回数券により通学する場合やタクシーを利用する場合は補助の対象とはなりません。

## O 19

朝はバスダイヤがないので親に送ってもらい、帰りは定期券を購入しないでバスを 利用して通学しているが、この場合は補助の対象となるか。

### A 19

定期乗車券を購入していない場合は、その実費負担の確認が困難なことから、補助の対象とはなりません。

#### Q 20

親戚の家に下宿した場合は補助の対象となるのか。

## A 20

正式に賃貸契約を締結し、実費負担が確認できる場合は補助の対象となります。

021

実態として父母等が共同で通学費を負担し、扶養している場合は、申立てによりどちらをもっても申請が可能であるが、申立ての内容はどのようなものか。

A 21

申請者については「通学費等を負担し、かつ、税法上の扶養者」であることを基本としていますが、世帯の所得形態や扶養状況には様々な実態があり、世帯によっては通学費等の負担者と税法上の扶養者が異なることも想定されます。そうした場合であっても、実際通学費等の負担は世帯としては生じていることから、生計を一にする者が、事実上共同で生徒の通学費等を負担し、扶養している実態が認められる場合に限り、いずれの者についても申請を可能とするものです。

申立てに当たっては、その者が同一生計にあり、事実上、共同で通学費等を負担 し、扶養している実態にあることを、対象者の連名により申し立ててもらってください。

022

所得基準額における「世帯人員」の確認はどのように行うのか。

A 22

所得基準額における人員(同一生計にある者)の確認については、「世帯状況申出書」(教育第41号様式)により行い、収入額が記載されている場合には、所得証明書により確認を行ってください。

## 2 収入額について

Q 23

共稼ぎの世帯の収入額の積算は合算とするのか。

A 23

生計を一にする世帯の中に収入がある者が複数いる場合は、その額を合算することになります。

Q 24

同居しているが独立した生計を営んでいる者がいる場合は、その者にかかる所得証明書は必要か。

A 24

生計を一にする者全員の分が必要ですが、独立した生計を営んでいる者については不要です。

## 3 補助額について

0.25

概算払の手続き、支給時期はどのようになるのか。

また、概算払と精算払の金額の調整はどのように行うのか。

#### A 25

- 1 概算払の手続き、支給時期
- ① 概算払を希望する場合には、補助金の交付申請をして、交付決定された後に概算払申請書を提出する必要があります。
- ② 概算払申請書は、4月分から翌年2月分までの定期乗車券購入(部屋代支払) 見込額から補助金対象額を算定し、月毎に申請予定額(千円未満切捨)を記入します。
- ③ 平日専用定期乗車券等、月によって経費が変動するなど、2月分までの補助金 対象額が算定できない場合には、算定できる月の分まで記入し、その後の分は、 別途、算定できる時期になってから改めて概算払申請書を提出します。
- ④ 概算払申請書には、概算払申請書を提出する月の前月分までの購入済み定期乗車券の写し又は部屋代の領収書の写し(当月分も購入(支払)している場合は当月分までの写し)と実績に係る資料を添付することが必要です。
- ⑤ 概算払は、申請書を提出し、決定された際は、概算払申請書を提出した月以前の対象月までの実績分を翌月に支給します。概算払が決定された対象月以降においても、概算払を希望する場合は、その都度、概算払申請書に実績に係る資料を添付し、提出することが必要です。
- ⑥ 学校では、月末までに提出された定期乗車券(部屋代領収書)の写しと実績に係る資料について、その内容と概算払の対象となる月の生徒の通学した実態を確認した上で、教育局(学事課)へ提出します。(翌年2月末まで同様)
- ① 概算払申請書を提出した後、内容に変更が生じ、変更後においても概算払を希望する場合には、再度、変更が生じた以降の内容で概算払申請書を提出します。
- 2 概算払と精算払の金額の調整

概算払は月毎に千円未満の端数を切り捨てますので、精算払においては、年間に 購入した月毎の定期券等の額について、千円未満の端数を残したまま1万円を控除 した額を合計し、その合計額から千円未満を切り捨てた額が年間分の補助金額とな り、概算払している場合には、その額を除いた額となります。

年間の大まかな流れを例示しますので、参考にしてください。

例 通学費補助で1か月定期28,600円を毎月購入

6月:交付申請、決定、7月・10月・2月:概算払申請、決定、4月:実績報告

時期	定期券額	補助金対象額	事務手続き	概算払の時期及び金額	
4月	28,600円	18,600円		8月	18,000円
5月	28,600円	18,600円		8月	18,000円
6月	28,600円	18,600円	交付申請、決定	8月	18,000円
7月	28,600円	18,600円	概算払申請決定	8月	18,000円
8月	28,600円	18,600円		11月	18,000円
9月	28,600円	18,600円		11月	18,000円
10月	28,600円	18,600円	概算払申請決定	11月	18,000円
11月	28,600円	18,600円		3月	18,000円
12月	28,600円	18,600円		3月	18,000円
1月	28,600円	18,600円		3月	18,000円
2月	28,600円	18,600円	概算払申請決定	3月	18,000円
3月	28,600円	18,600円		概算払計	198,000円
4月			実績報告		
年間計	343,200円	223,200円	年間補助金額 ·	- 概算払額	= 精算払額
年間補助金額		223,000円	223,000円 -198,000円=25,000円		

※補助金対象額は定期券額から1万円を控除した額

有効期間が複数月の定期券を購入した方が購入額は安くなるが、定期の購入種類は 購入月によって異なってもいいのか、また、どの有効月数の定期券を購入するかは生 徒の自由か。

A 26

1月定期乗車券や3月定期乗車券、平日専用定期乗車券など、どのような定期乗車券を購入するかは生徒や保護者の判断に委ねます。ただし、どの定期乗車券を購入しても自己負担額10,000円は変わりませんので、通学費等負担者の有利不利には関係しません。

## Q 27

有効期間が複数月の定期乗車券の1か月分の実費負担額を計算するために、購入額を有効月数で割った際に、割り切れず端数が生じた場合はどのように積算するか。

A 27

有効期間の開始月から順次1円を切り上げる調整をすることになります。

## Q 28

JRより安価である高速バスを利用した場合は補助の対象となるか。

A 28

高速バスを利用するのに定期券を購入して通学しているのであれば補助の対象となります。

## Q 29

最寄り市町村(1学年4学級以上の高校のある近隣の市町)以外の市町村に所在する高校に通学した場合の通学費の積算方法はどのような考え方によるか。

## A 29

実際に通学する高校への通学費と最寄り市町村において交通費が最も高額となる高校に通学する場合の額とを比較して低廉な額を補助の基本額とします。

この場合の「最寄り市町村において交通費が最も高額となる高校に通学する場合の 交通費」の積算に当たっては、最も経済的かつ合理的な経路を原則とし、実際に通学 できる交通機関のダイヤと路線を経路として通学費を積算することとなります。

なお、バスとJRなど競合路線がある場合などは、通常生徒が使用する経路である かどうか個別に判断することになります。 O 30

補助金の算定においては、最寄り市町村(1学年4学級以上の道立高校がある最も 近隣の市町村)に設置されている高校への定期券の額が限度(最も高額)となってい るが、生徒の通学区間における定期券及び最寄り市町村に設置されている高校への定 期券において、それぞれ定期券の種類が複数(有効期間が1~6か月、平日専用等) 設定されている場合の限度額の考え方は。

A 30

複数設定されている定期券の種類の中で、どの定期券を購入するかは生徒の個別事情により異なり、補助金の算定の基本額は、現に購入する公共交通機関が発行する定期券の額(ただし、運賃・時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法)とされていることから、生徒の通学区間における定期券及び最寄り市町村に設置されている高校への定期券において、それぞれ定期券の種類が複数設定されている場合にあっては、原則的に、生徒が現に購入した定期券の種類と同様の設定の最寄り市町村に設置されている高校への定期券の額が限度額となります。

(例 生徒:3か月定期券購入、限度額:最寄り市町村に設置されている高校への定期券のうち、最も高額な3か月定期券の額)

## Q31

市町村等が実施している通学費等補助金を受給している場合、道の補助金との調整はどのように行うのか。

#### A 31

年間の道費補助額と市町村補助額の合計額が年間実費負担額を超える場合に限り調整を行い、年間の実費負担額から市町村補助額を控除した額が道費補助額の限度額となります。

例① 1月定期額15,000円で、市町村補助が定期額の1/2の場合(12箇月購入)

ア:年間実費負担額 15,000円×12月 = 180,000円

イ:市町村補助額 (15,000円×1/2)×12月 = 90,000円

ウ: 道費補助額計算 (15,000円-10,000円) ×12月 = 60,000円

ア>イ+ウ 年間実費負担額を超えないため、<u>道費補助額は60,000円</u>となります。

例② 1月定期額30,000円で、市町村補助が定期額の1/2の場合(12箇月購入)

ア:年間実費負担額 30,000円×12月 = 360,000円

イ:市町村補助額 (30,000円×1/2)×12月 = 180,000円

ウ:道費補助額計算 (30,000円-10,000円) ×12月 = 240,000円

アくイ+ウ=420,000円で年間実費負担額を超えるため、調整が必要

<u>道費補助はウの額ではなく、</u>アーイ=180,000円となります。

なお、例①にもありますように、1月当たりの定期額から市町村補助額を控除した 実費負担額(15,000円-7,500円=7,500円)が道費補助額計算上の控除額

10,000円を下回っても道費補助額は発生しますので、留意してください。

#### 032

市町村からの独自の通学費等補助金以外に、PTA等の学校支援団体が支給する補助金についても支給額の調整を図ることが必要か。

#### A 32

純然たる通学費や下宿費のための補助金が支給されているならば、年間実費負担額から当該受給補助金総額を控除した額を道の補助金の限度額とします。

#### Q33

市町村や学校等から補助金を受給しているかどうかの確認はどのように行うのか。 また、その際、補助金交付団体等から証明書等を提出させる必要があるか。

## A 33

市町村が独自に行う通学費等の補助金については、高校教育課及び教育局で把握するように努め、学校にも情報提供することとしていますが、学校や教育局においても居住市町村及び修学高校所在市町村の補助金制度の状況について確認してください。 また、学校独自に通学費等の補助金を支給している場合は、学校で確認が可能と考

えます。

#### Q34

特急料金も補助の対象になるのか。

#### A 34

最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路により通学に利用するために現 に購入した公共交通機関の定期乗車券の額を補助対象の基本額としますので、特 急料金は補助の対象にはなりません。

## Q 35

下宿代に食費のほかに光熱水費や管理費などが含まれ、かつ、部屋代の額が明確になっていない場合の部屋代相当額の積算はどのようになるか。

## A 35

下宿代に食費等が含まれている場合で部屋代の額が明確でないときは、総支払額の40/100に相当する額を部屋代相当額とします。この「食費等」の「等」には食費のほかに電気、ガス、水道等の料金が含まれているものとしており、さらに90/100を乗じる必要はありません。

#### Q36

生徒の他に、補助対象外である兄姉等とアパートに同居している場合の部屋代相当額の積算はどのようになるのか。

## A 36

通学費等負担者が一括して部屋代を支払っており、各入居者の部屋代が区分できない場合については、入居者数により按分した額を部屋代相当額とします。

なお、同居者の状況や家賃の負担状況については、「家賃負担状況等申立書(参考様式第7号)」により確認してください。

また、部屋代に光熱水費等が含まれている場合は90/100を乗じた後、入居者数により按分します。

037

事実と異なる申請や実績報告により補助金を受給したことが判明した場合はどうなるのか。

A 37

不正等により補助金を受給していたことが判明し、交付の決定を取り消した場合は 補助金を返還してもらう必要がありますので、申請者にあっては提出する書類につい て、高校や教育局にあっては提出された書類等について十分に確認する必要がありま す。

## 4 補助期間について

O 38

4年制の定時制課程に進学した場合の補助期間は何年か。

A 38

高校を卒業するまでの期間は補助することとしていることから、定時制課程に進学 した生徒については、4年間の支給期間となります。

Q39

募集停止前年度の中学生に補助対象を限っているが、学年が3学年以上離れた兄弟 がいる場合不公平になるのではないか。

A 39

今回の通学費等補助制度は、道立高校の募集停止に関わっての激変緩和措置であり、 もともと高校がなかった地域との均衡を図ることを考慮し、募集停止後5年間とし、 募集停止となった前年度に中学生であったものが高校を卒業するまでの期間としてい ます。

Q40

高校卒業後引き続き専攻科に在籍する場合は補助の対象となるのか。

A 40

高校を卒業するまでを補助期間としているので、専攻科在籍中は補助の対象にはなりません。

Q41

原級留置(いわゆる留年)した生徒の補助期間の考え方は。

A 41

全日制課程に修学した生徒については3年間、定時制課程に修学した生徒については4年間の受給期間が想定されますが、生徒が病気等により休学となるなど、やむを得ない事情(成績不振等による原級留置を除く。)により原級留置した場合に限り、特例として想定される受給期間を超えても卒業するまで補助することとしています。

## 5 支給時期について

Q42

概算払は必ず申請書の提出があった月の翌月に支給することとなるのか。

A 42

学校・教育局、総務部法務・法人局学事課にあっては、翌月中に支出する予定で事務処理にあたってください。

Q43

毎月、実績を確認して翌月に支給するということだが、先払いは可能か。

Δ 43

補助金は精算払が原則ですが、本制度は保護者負担の軽減のため、概算払も行うこととしました。先払いについては返納行為が生ずることも考えられ、毎月、実績を確認できた月の分を翌月に支給する方法としたものです。

## Q44

期限まで書類提出ができなかった場合はどうなるのか。

#### A 44

本来補助対象となる月が支給対象にならない場合もありますので、期日までに書類を提出してください。

なお、交付申請の提出期限である7月31日以降、新たに補助要件に該当することになった場合は、事実発生日から30日以内に交付申請書を提出すれば事実発生の月分から補助金が支給されます。

## Q45

月の中途を始まりとする有効期間の定期乗車券に係る補助金の取扱いが規定されているが、有効期間が3月中途から4月中途の定期乗車券を購入し通学した場合は、3月分として補助金が支給されるのか、それとも4月分として補助金が支給されるのか。

### A 45

定期乗車券の始期が月の中途となる分については、始期以降の当該月の有効期間内に通学した実態があれば、当該月分の実績として、補助金の算定の対象とし、翌月初日から有効期間の終期の分については、通学した実態にかかわらず、補助金の算定の対象にはなりません。

なお、当該月の有効期間内に通学した実態がなく、翌月初日から有効期間の終期において通学した実態がある場合は、翌月分の実績として、補助金の算定の対象とします。

この取扱いは定期乗車券の有効期間の始まりが3月の中途となる場合も同様ですので、3月中に通学した実態が確認できた場合は、3月分として支給します。

また、3月に通学した実態がなく、4月に入ってから通学した実態がある場合には、翌年度の要綱に基づく4月分実績として交付申請に含めることととなります。

## 6 書類の提出について

### 0.46

該当となる生徒が転校してきた場合は、事実発生後30日以内に交付申請書を提することでよいのか。

#### A 46

新規の場合は交付申請書を、既に転校前の高校で補助金を支給されていた場合は変更承認申請書を提出することになります。

#### 047

中途退学した場合の取扱いは。

#### Δ 47

年度中途に中途退学により補助対象から外れることになった場合は、その時点で年間の補助額が確定するため、変更承認申請書のほかに実績報告書等の提出も必要となります。

#### 0.48

3年生は、1月下旬以降は登校しなくなることもあるが、実績報告書に関する書類はいつ頃提出すればよいか。

### A 48

実績報告書の提出期限は、4月5日となっていますが、最終学年の生徒については、1月下旬以降登校しない場合は、最後に購入した定期乗車券の有効期間が満了した時点で事業完了となりますので、事業完了後30日以内に実績報告書に関する書類一式を提出することになります。

## Q49

交付申請書に添付する所得証明書については既に高等学校等就学支援金申請でも提出しているが、そのコピーでは使用できるか。

## A 49

高等学校就学支援金申請で既に所得証明書を提出している場合は、そのコピーを使用してもかまいません。その場合、高校においてコピーは交付申請書に添付し、コピーに「原本は高等学校等就学支援金申請書類に添付」など、原本の保管場所が分かる旨を明記してください。

## 0.50

概算払申請は必ずしなければならないか。

### A 50

概算払は通学費等負担者の申請により行うものであり強制するものではありません。

# Q51

所得証明書については様式で示している書式のほか、年末調整後の源泉徴収票、納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書や給与支払者の発行した給与支払証明書でもかまわないとなっているが、様式に定めはないか。

#### Δ 51

手引きの中に給与支払証明書について、参考様式を示しておりますが、いずれに おいても、扶養親族者数が記載されているものが必要となります

個人番号カードの写し等は必ず提出する必要があるか。

Δ 52

所得を確認するための書類の一つとして個人番号カードの写し等を例示しています。その他の所得を証明する書類を提出する場合、個人番号カードの写し等を提出する必要はありません。

Q53

下宿代が口座引き落としの場合、証拠書類として領収書の写しはとれないと思うがどのように扱えばよいか。

A 53

手引きの中に参考様式として家賃納付証明書の様式を示していますので、それを使用してください。

## 7 確認行為について

Q54

通学実態のある月のみが補助の対象となるとのことであるが、授業はすべて欠席し、 部活動や補習のみのために登校している場合も対象になるのか。

また、この場合、出席簿には記載されないが、どのように確認するのか。

A 54

定期乗車券を購入し、登校していれば補助の対象となります。また、出席簿で確認出来なくても、担任や部活動の顧問が登校していることを確認できると考えます。

Q55

生活保護の受給の有無に関して、申立てのほかに証明書を提出する必要はあるのか。 A55

申請者の申立てによって受給の有無を確認することとし、証明書の提出までは求めていません。

Q56

定期乗車等券の写しの保管については、どのように行うのか。

A 56

定期券購入や家賃支払いの都度、高校において原本を提示し、高校でコピーをとって、原本とともにお渡しすることとしておりますので大切に保管してください。

Q57

市町村の指定する様式での所得証明書の発行には300円必要なため、申請者の負担 軽減を図る観点から、事業所得者については市町村が指定する様式での所得証明書に 変えて確定申告の控えを提出するということでもよいか。

A 57

確定申告の控えでは所得金額の証明はできないため、市町村の指定する様式での所得証明書を提出してください。

なお、平成26年度から納税通知書(住民税課税者に毎年6月に市町村役場から送付されます)を、所得確認の証明書として追加したのでこちらの提出でも構いません。

Q 58

定期券のコピーを紛失した場合はどうなるか。

## A 58

定期乗車券の写しなどの書類が添付されない場合は実費負担が確認出来ないため、 その期間は補助金を支給できなくなりますので、定期乗車券や家賃領収書の写しは紛 失しないように保管してください。